

【調 査】

責任と補償

——厚生経済学の新しいパラダイム——

鈴木興太郎・吉原直毅

《厚生と平等》論に代替する《資源の平等》論を提唱したロナルド・ドウォーキンが《責任と補償》の理論は、厚生経済学に新たな非厚生主義的基礎を据えようとする最近の潮流のなかにあって、興味深いパラダイムを形成しつつある。ドウォーキンの示唆を、現代のミクロ経済学と公理主義的交渉理論の分析的枠組みを用いて厳密に定式化してその整合性の検討や公理的特徴付けを行う作業はジョン・ローマーやマーク・フローベイトらによって開始されたが、ドウォーキンの《責任と補償》のパラダイムが厚生経済学に対してもつ意義は、依然として汲み尽くされていない。本稿は、厚生経済学のこの新たな潮流を簡潔に展望して現状を評価するとともに、今後の一層の研究によって明らかにされるべき問題を示唆することに充てられている。また、ドウォーキンの《責任と補償》のパラダイムの広い射程距離を例示する目的で、地球温暖化問題の厚生経済学の骨格を説明している。

1. はじめに

アーサー・ピグーが創始した《旧》厚生経済学は、ひとびとの効用の基数性と個人間比較可能性を前提する功利主義哲学に依拠していたため、その認識論的基礎の《非科学性》を糾弾するライオネル・ロビンズの強い批判を浴びることになった。ロビンズの批判に触発されて誕生した《新》厚生経済学は、ピグーの功利主義哲学と訣別してパレートが開拓した序数的効用理論に依拠してロビンズの意味における科学性の衣装を纏うことには成功したが、ひとびとの間に利害対立の可能性があるという自明の現実に向面するために《補償原理(compensation principles)》を導入した途端に、政策の適否の判断を整合的に行う能力に欠けるという論理的欠陥を露呈せざるを得なかった¹⁾。ケネス・アローが開拓した社会的選択の理論によれば、《新》厚生経済学が陥ったこの失敗は決して偶発的な事故ではなく、社会的な選好判断を整合的に形成する手続きのないルールに一般的に内在する機能障害のひとつの事例であるに過ぎない。一般不可能性定理として知られるアローの否定的な結果は、実りある厚生経済学の構築のためには乗り越える必要がある障害を明瞭に確認したという意味で、むしろ非常に積極的な意義を担っている²⁾。アロー以後の厚生経済学者の課題は、彼が確認した障害を直視して厚生経済学に新鮮な生命を吹き込むために、新たな理論的基礎を求めることに設定された

ということさえ可能である。

ここで我々は、厚生経済学の《旧》と《新》および社会的選択の理論には、その他の面では著しい相違があるにも拘わらず、ひとつの重要な共通特性があるという事実に注目しなければならない。これらのアプローチの全てを通底する《厚生主義的帰結主義(welfarist-consequentialism)》こそ、その顕著な共通特性に他ならない³⁾。よく知られているように、《帰結主義》とは、ある行動ないし政策の是非を評価する際に、その行動ないし政策がもたらす帰結に専ら注目して、帰結の善悪から遡って行動ないし政策の善悪を判定する立場を指している。また、帰結主義の特殊ケースである厚生主義的帰結主義とは、行動ないし政策の帰結の善悪を判断する際に、その帰結からひとびとが得る厚生(効用)のみに注目して、厚生(効用)の物差しに反映されない帰結の特徴はおしなべて無視する立場を指している。この共通の情報的基礎の狭隘さこそ、伝統的な厚生経済学の《貧困》の根底に潜む要因だという認識は、次第に多くの厚生経済学者によって共有されつつある。この共通理解を形成するうえで最も強い影響力を発揮した経済学者こそ、アマルティア・センだった。

厚生主義的帰結主義に対するセンの批判にはいくつかの論法があるが、本稿では彼の功利主義批判の鋭い武器を提供した《衡平性の弱公理(weak equity axiom)》にまず注目してみたい⁴⁾。

衡平性の弱公理

個人所得のどの水準に対しても、個人 i が得る厚生(効用)は個人 j が得る厚生(効用)を下回るものとせよ。そのとき、所与の総所得をこれらの個人を含む n 人の個人の間で分配する際の最適状態においては、個人 i は個人 j よりも多くの所得を得ていなければならない。

この公理は、どの所得水準においても個人 j よりも一様に低い厚生(効用)を得る《不遇》な個人 i に対しては、最適な所得分配において、その不遇を多少とも補整する補償がなされることを要請するものである。ひとびとの処遇の最小限の衡平性を求める公理として、衡平性の弱公理にはかなりの説得力が備わっているように思われる⁵⁾。しかるに、ひとびとの厚生(効用)の総和の最大化を求める功利主義が衡平性の弱公理に抵触する帰結を生む可能性があることは、容易に確認することができる⁶⁾。総和を高める余地を追求するあまり、功利主義の原理は厚生(効用)を生産する能力が低い不遇な個人に補償を与えるよりは、むしろ《快樂機械》としての性能が高い個人に重点的な所得配分を行う傾向があるからである。功利主義のもつこの欠陥を抉り出すうえで、センの衡平性の弱公理は鮮やかな切れ味をもっている。だが、ひとびとの効用(厚生)の背後に潜む事情次第では、衡平性の弱公理の説得力に雲泥の差が生じることに、われわれは注意すべきである。この事実に関心を払うことによって、われわれは現代の厚生経済学の新しいパラダイムとして注目を集めつつある《責任と補償》の原理の意味と意義を明らかにすることができるからである。

2. 選択に伴う責任と衡平性の弱公理

ひとがその行動に対して賞賛や報奨、憐憫や補償を受ける資格をもつか否かという判断を、そのひと自身の自発的な選択行動と連結する考え方の起源はまことに古い。事実、J. O. アームソン [Urmson (1988/1998)] が「行動の責任……に関する我々の知るかぎり最初の体系的考察」と呼んだアリストテレスの『ニコマコス倫理学』第3巻は、ひとは本来的に自己の行動に対して責任があるという前提のもとに、いかなる条件のもとでひとはその責任を免れることができるかという問題を簡潔に考察している。ひとが自発的に選択した行動の帰結に対して彼/彼女は賞賛や非難を受けるべきだが、自発的に選択し

たのではない行動の帰結に対して彼/彼女が受けるべきは賞賛や非難ではなく、許しと憐憫であるというのが、アリストテレスが展開した議論の要諦である。

よく知られているように、アリストテレスの倫理学は、社会的関係を捨象した個人にとっての《善》を考察することにあてられていた。自発的な選択行動に伴う責任に関する彼の考察も、さしあたりは個人の《善き生(エウダイモニア)》の理論の一部であった。これに対して、現代の自発的な選択行動に伴う責任の理論は、まさに社会的な論脈におけるひとの自発的な選択行動を、彼/彼女が正当に受け取るべき報奨ないし補償の根拠の位置に据える考え方に立っている。この考え方に立脚する理論的展開の端緒となった彼の一連の論文 [Dworkin(1981; 1981a; 1987; 1987a)] の冒頭において、ロナルド・ドゥウォーキン は彼の理論の出発点を端的に示す次のような寓話を挙げている：

ある裕福な父親が数人の子供をもつものとせよ。そのうちのひとは盲目であり、もうひとは高価な嗜好をもつプレイボーイである。第3子は高価な野心を抱いて政治家を志望しているが、第4子は控え目なニーズしかもたない詩人であり、次の子供は高価な素材を用いる彫刻家である、等々。そのときこの父親は、彼の遺言をいかに書くべきか [Dworkin(1981, p. 186)]。

この父親が子供達の福祉に無関心ではないかぎり、彼はそれぞれの子供が受け取る遺産からどの程度の効用(厚生、快樂、欲望充足)を得るかを考慮に入れて、遺言の内容を決めることになるだろう。まず、盲目というハンディキャップを負って誕生した子供は、同じ所得水準のもとではハンディキャップをもたない子供よりも一様に低い効用しか享受できないために、遺産相続に際してはそのハンディキャップを補填する主旨の補償を受ける資格があるように思われる。事実、センの衡平性の弱公理に従えば、この補償の支払いは理論的に正当化されることになる。だが、高価な嗜好をもつプレイボーイの場合にも、同じ所得水準のもとでは廉価な嗜好をもつ子供よりも一様に低い効用しか享受できないかもしれない。もしそうだとすれば、高価な嗜好をもつプレイボーイに対しても、センの衡平性の弱公理は補填的な補償の支払いを理論的に正当化することになってしま

う。ハンディキャップをもつ子供に対する補償的な遺産分配を率先して肯定するひとであっても、同じ理由からプレイボーイに対して補償の支払いを認めることに対しては、大いに躊躇するに違いない。

この問題の発生源は、補填的な補償の支払いを根拠付ける衡平性の弱公理には2つの状況——ハンディキャップを背負う個人の状況と、高価な嗜好をもつプレイボーイの状況——を識別する情報的基礎が欠けているという事実にある。2人の個人が表明する効用(厚生)に専ら依拠しては、この識別作業の遂行は不可能である。効用(厚生)情報の背後を探って、この作業の遂行を可能にする補完的な情報を発見する論理こそ、アリストテレスの自発的選択に伴う責任論なのである。

明らかに、生得のハンディキャップを背負う個人は、自ら選択したわけでは全くない《苛酷な不運(brute bad luck)》による重荷を担わされて、この世に誕生している。これに対して、贅沢な生活慣習によって、他のひとなら十分満足するビールには飽き足りず、特別なヴィンテッジのクラレットやシャンパンでなければ満足できない高価な嗜好を身に付けたプレイボーイは、自ら責任を負うべき自発的な選択によって、同じ所得水準のもとでは一様に低い効用(厚生)しか得られない境遇を創り出したに過ぎない。この事実注目して、衡平性の弱公理を適用する際に自発的な選択行動に伴う責任に配慮してこの原理を補整すれば、ドウォーキン寓話の示唆する隘路から衡平性の弱公理を救出することができる。必要とされる補整は簡単であって、(1)自ら責任を負うべき自発的選択によってではなく、苛酷な不運のためにどの所得水準において得られる効用(厚生)も個人 j が得る効用(厚生)を下回る逆境に置かれた個人 i に対しては、所与の総所得を最適に分配する状態においては個人 j より多くの所得が与えられるべきだが、(2)効用(厚生)の様な低さがその個人の責任に帰する自発的選択に起因する場合には、補償的な所得再分配は正当化されない、とすればよい。この主旨の補整を受けた衡平性の弱公理は、福祉国家論のひとつの基礎原理として、重要な機能を果たす可能性をもつ原理であるように思われる⁷⁾。

だが、補整された衡平性の弱公理には依然として大きな問題が残されている。残された第1の問題は、補整された原理が適用される条件の成立を確認する手段である。この問題への解答として、当事者達に彼／彼女が獲得する主観的な効用(厚生)を尋ねると

いう素朴な方法には、決定的な限界がある。貪欲な個人Aが優遇を得るために戦略的に表明する満足が、苛酷な境遇に妥協して些細な恩恵にも過敏に反応する個人Bによって真摯に表明された満足を一様に下回るとしても、個人Aを個人Bよりも優遇する分配上の配慮が正当化できると思われるからである⁸⁾。また、効用の個人間比較を仮説的選択行動によって基礎付けるために、アロー[Arrow (1963, pp. 114-115)]によって導入された《拡張された同情(extended sympathy)》アプローチを採用したとしても、《想像上の境遇の交換(hypothetical exchange of circumstances)》に基づいて仮説的な選択を行う評価者の主観を離れて、客観的な効用(厚生)の個人間比較が可能になるわけでは決してないことに注意すべきである⁹⁾。

補整された衡平性の弱公理に残される第2の問題は、この原理に基づいて自己責任を問われるいわれがない不遇な境遇を考慮して補償的な所得分配を行ったとしても、その結果得られる状態が客観的な衡平性を満足する保証はないという点である。この原理の指示にしたがって不遇な個人を優遇する補償的な所得分配を実行して到達された状態では、依然として当初の不遇な個人の不遇が継続する可能性もあるが、逆に過大な補償の結果として、境遇の逆転が生じてしまう可能性もあるからである。この意味において、衡平性の弱公理の規定は確かに弱い——おそらく弱すぎる——のである。

これら2つの問題を考慮すれば、責任と補償の観点に立脚する衡平性の理論を前進させる手掛かりを発見することができる。第1に、ひとの境遇を評価するためには、効用(厚生)の主観的評価という厚生主義的な考え方を離れて、ひとが置かれた客観的な境遇それ自体に焦点をあわせる非厚生主義的な基礎付けが必要とされるかもしれない。ロールズがその《正義論(theory of justice)》の情報的基礎として採用した《社会的基本財(social primary goods)》にせよ、センがその福祉と自由の経済理論の情報的基礎として提唱した《機能と潜在能力(functionings and capabilities)》にせよ、従来の厚生経済学の厚生主義的な情報的基礎と訣別する概念構成であった。責任と補償の観点に立脚する衡平性の理論に堅牢な基礎を与えるためには、やはり厚生主義的帰結主義との訣別が必要とされるのかもしれない。第2に、われわれは衡平性の弱公理が目指した改善の政策基準ではなく、むしろ衡平な——あるいは平等な——状

態とはなにか、そして平等な状態を実現するメカニズムとはなにかという問題に、考察の焦点を合わせ直す必要があるのかもしれない。

ドウォーキン連作論文の第2部は、これら2つの必要性に正面から対応する《資源の平等(equality of resources)》論を展開する開拓的な試みであった。次節では、この試みに触発された研究のサーベイと評価を行うことにしたい。

3. 《責任と補償》の理論と《資源の平等》論

3.1 ドウォーキンの《資源の平等》論

ドウォーキンの《資源の平等》論は、ユニークな《資源》概念に立脚して構成されている。彼が意味する資源には、各個人が所有も譲渡もできる財・サービスのみならず、彼・彼女が誕生の偶然によって賦与される資質やハンディキャップも含まれている。以下では、前者の意味における資源を《外的資源(external resources)》と呼び、後者の意味における資源を《内的資源(internal resources)》と呼ぶことにする。内的資源を資源概念に含めることによって、ドウォーキンは偶然的・環境的要因に基づく個人の境遇の格差のみを社会的補償の対象とする——換言すれば、個人の価値や選好など、彼／彼女が選択責任を負うべき要因に基づく個人の境遇の格差は社会的補償の対象とはしない——平等性の基準を確立しようとしたのである。

それでは、譲渡不可能な内的資源の賦存状態に個人間の格差が存在する状態において、《包括的な資源の平等》の概念をどのように定義することができるだろうか。また、包括的な資源の平等を実現するためには、いかなるメカニズムによって外的資源の配分を実行すればよいのだろうか。ドウォーキンにとって、これら2つの問題はあるひとつのメカニズムによって同時に答えられるべき問題である。そのメカニズムこそ、《仮説的保険市場(hypothetical insurance market)》であった。

仮説的保険市場のメカニズムを定式化するために、ドウォーキンは以下のような虚構の状況を想定する。この状況では、各個人は自分自身の効用関数を知っているが、自分がいかなる資質やハンディキャップを賦与されて誕生することになるかに関しては、確実な知識をもっていない。彼／彼女が内的資源に関して知り得る全ての情報は、客観的な確率分布のみである¹⁰⁾。低い資質や重度のハンディキャップをもたらず《誕生籤》を引き当てた不運な個人は、人生展

望に関して低い期待効用をもたざるを得ないが、優れた資質をもたらず誕生籤を引き当てた幸運な個人は、高い期待効用をもつことになる。全ての人々には等しい額の貨幣が賦与されて、それをを用いて彼らは財・サービスなど外的資源を購入することもできるが、自分の誕生籤がハンディキャップをもたらず場合には、それを補整する補償の支払いを約束する保険を購入することもできる。

芥川龍之介の『河童』には、母親の胎内の子供に父親が誕生の意志を問いかけるシーンがあるが、現実世界には仮想的な誕生籤の不運な帰結に備えて事前に保険を購入する機会などは存在しない。この意味において、ドウォーキンが想定する仮説的保険契約は、明らかに虚構の世界に関する思考実験に過ぎない。だが、ある個人が特定のハンディキャップを背負って誕生する現実世界の状況は、仮想的な誕生籤が実際に生み出したひとつの帰結であると解釈することも可能である。この解釈に立って、虚構の世界における仮説的保険市場の均衡状態を考えてみると、現実世界でハンディキャップを背負う個人に対してどれだけ外的資源を移転して社会的な補償を行うべきかという問題に対して、ひとつの規範的な解答を提出することができる。誕生籤の不運な帰結に対処して仮説的保険市場で購入された保険——状態指定付債券——が実現されたハンディキャップ状態に対して支払いを約束する外的資源の量を補償額とすれば、現実世界における《包括的資源の平等》を実現できるというのがドウォーキンの解答である。

この解答の規範的根拠を明らかにするためにドウォーキンが導入した分析概念こそ、2種類の運・不運の概念——《オプション・ラック(option luck)》と《ブルート・ラック(brute luck)》——だった。オプション・ラックとは、自らの選択に基づいて参加したギャンブルが、結果的に幸運をもたらずか不運をもたらずかというリスクの概念である。これに対してブルート・ラックとは、自らの意思的行為を含まない《自然》が行うギャンブルによって、ひとに否応なく降り掛かってくる外部的な運・不運のリスクの概念である。この概念を用いて表現すれば、全ての個人が誕生籤の結果に関する客観的確率分布を正しく知っていて、誕生籤が公正であり、しかも誕生籤の結果に対する公正な保険市場が存在すれば、市場均衡において実現する誕生籤の結果はオプション・ラックであるに過ぎない。このように、仮説的保険市場は誕生籤の結果をブルート・ラックからオ

プジョン・ラックに転換する社会的機能を担っている。しかも、この仮説的保険債券が約束する状態指定付の支払い契約に基づいて現実に実現されたハンディキャップに対する社会的な補償の支払いを行えば、その結果として実現される資源配分は包括的資源の平等な分配が実現された状態と呼ぶに相応しい資格を備えている。なぜならば、貨幣の初期配分は平等なので、購入可能な保険契約に関する機会集合は全ての個人にとって同一であり、その機会を用いて全ての個人は選択的にブルート・ラックをオプション・ラックに転換し得たからである。たまたま機会を活用し損ねたひとは、自己の選択に伴う責任を引き受けるべきであって、仮説的保険市場を媒介して定義された包括的資源の平等分配状態に対して異議を唱える資格はない。これがドウォーキン《資源の平等》論のエッセンスである。

3.2 ローマーのドウォーキン批判

ジョン・ローマー[Roemer(1985; 1986; 1994; 1996)]は、ドウォーキンの《資源の平等》論を詳細に検討して2つの重要な批判を提出した。彼の批判の第1点は、ドウォーキンの仮説的保険市場が意図通りの機能を果たせないことを示すことによって、このメカニズムを発見装置として構成された《包括的資源の平等》概念が極めて脆弱な基礎に立っていることを明らかにするものである。ローマーはさらに進んで、仮説的保険市場という信頼性の保証がない発見装置に代替する《包括的資源の平等》論の公理主義的な基礎付けを求めて、平等主義的な資源配分ルールが満足すべき最小限の公理を定式化した。彼が発見した衝撃的な結果は、これらの公理を全部満足する資源配分ルールがもたらす外的資源の配分は、ドウォーキンが意図した《資源の平等》基準ではなく、むしろ《厚生平等》基準に帰着するというものだった。これがローマーのドウォーキン批判の第2点である。もしこの批判が正しければ、ドウォーキンの《資源の平等》論は彼の意図を完全に裏切って、その対極にある筈の《厚生平等》論に還元されてしまうことになる。

ローマーの第1の批判は、自らの責任には帰せられない不遇な状態にあった個人の境遇が、ドウォーキンの仮説的保険市場を通じる外的資源の再配分を実行すれば、さらに一層悪化することを示す巧妙な例に基づいて展開されている。この例[Roemer(1985)]の簡潔な紹介は、本稿末尾のAppendix A

で与えられている。不遇な個人自らに選択責任を問えない《内的資源の不平等》を、仮説的保険市場を通じて発見される外的資源の再分配によって補整するメカニズムがドウォーキンの《責任と補償》の原理を実現する保証がないという事実は、ローマーのこの例によって確立されたといつてよい。《責任と補償》の原理に立脚する《資源の平等》基準を確立するためには、仮説的保険市場メカニズム以外の発見機構が必要とされることになったのである。

ローマーは、ドウォーキンに対する彼の第2の批判の基礎作業として、経済環境における交渉ゲームの理論的枠組みを用いて《資源の平等》論の公理化を試みた。彼の公理系の簡潔な紹介は、本稿末尾のAppendix Bで与えられている。この公理系に含まれる4つの公理は、《資源の平等》論に則った資源配分ルールならば当然満たすことを期待される性質であるとローマーが考えた以下の直観的な要請を、それぞれ精確に定式化したものになっている。

要請1 (パレート最適性)

ルールが実現する資源配分は、パレート効率的でなくてはならない。

要請2 (対称性)

全ての個人が同一の効用関数をもつ場合には、ルールは全員に等しい外的資源を指定しなければならない。

要請3 (資源単調性)

経済環境が変化して外的資源の賦存量が増加する場合には、ルールが指示する外的資源の再配分のもとで、どの個人の効用も低下してはならない。

要請4 (次元間の整合性)

外的資源と内的資源が存在する経済環境における各個人の効用可能性集合が、外的資源だけ存在する経済環境における各個人の効用可能性集合と一致する場合には、後者の状況においてルールが指定する外的資源の配分は、前者の状況でルールが指定する包括的資源の配分に含まれる外的資源の配分と一致しなければならない。

ローマーの4つの公理が定式化するこれらの要請のうちで、最初の3つの要請は直観的な意味内容も明確なうえに、《資源の平等》論に則った資源配分のルールが満たすべき規範的な基準としても、それな

りの説得力を備えているといつてよい。これに対して、CONRAD(Consistency of Resource Allocation Across Dimensions)と呼ばれる第4の公理は、ドゥォーキンの仮説的保険市場メカニズムの性能に疑問を呈したローマーの第1の批判を念頭に置いて、同じ主旨の批判が公理化される資源配分ルールに対しては妥当しないように配慮した公理である。その規範的な説得力にしても内容の透明性にしても、CONRADの根拠は他の公理の場合とは比較にならないほど脆弱なものだといわざるを得ない。

ローマーが示したように、これら4つの公理を満足する配分ルールは、全ての個人に等しい効用(厚生)を保証するパレート効率的な配分を指定するものに限られる。ローマーが得たこの定理は、彼の4つの公理が《資源の平等》論に則った資源配分ルールが満たすべき規範的な基準として承認される限りにおいて、《資源の平等》論は実際には《厚生と平等》論に帰着してしまうという驚嘆に値する事実を教えている。ドゥォーキンが構想した《資源の平等》論は《責任と補償》の原理を体現する理論であるが、《厚生と平等》論はこの原理と相容れないという意味で、2つの平等論は《責任と補償》の原理を参照標準とする限り、まさに対極に位置する平等分配論である筈だった。それだけに、2つの平等論が実際には同一に帰するというローマーの主張は、非常に慎重な吟味に値する。

まず注意すべき事実として、《資源の平等》論に則った資源配分ルールを特徴付ける筈のローマーの4公理のうちには、ドゥォーキンの《責任と補償》の原理を具体化する公理は全く含まれていないという点が挙げられる。そのみならず、意味内容が必ずしも明瞭ではないCONRADは、むしろ《責任と補償》の原理とは相容れないインプリケーションを含んでいるのである¹¹⁾。事実、2つの経済環境における効用可能性集合が同一である限り、内的資源が存在する場合でも外的資源しか存在しない場合でも、2つの経済環境に対してルールが指定する外的資源の配分は同一であるべきだというのがこの公理の要請だった。この要請は、効用の物差しに反映される——厚生主義的帰結主義が視点を絞る——情報のみに基づいて、外的資源の分配に関する規範的な判断を下すことを意味している。だがこの公理が体現する規範的判断のスタンスは、厚生(効用)情報の背後に潜む非厚生主義的な情報を探って、ハンディキャップを負う個人と高価な選好を自ら醸成したプレイボー

イの処遇を明示的に区別しようとしたドゥォーキンの《責任と補償》の原理とは、まさに真っ向から対立する考え方である。したがって、軽率に読めばドゥォーキンの《包括的資源の平等》論に対する致命的な打撃であるかのように思われるローマーの結論は、《厚生と平等》論の公理化としてはともかくとして、ドゥォーキン批判としては全く無効であるといわざるを得ないのである¹²⁾。

3.3 《責任と補償》：《自然報酬の原理》と《補償の原理》による公理化

ドゥォーキンの《責任と補償》の原理それ自体は受け入れるにしても、個人に責任を負わせるべき要因と個人に責任を負わせるべきでない要因とを区分する方法に関しては、ドゥォーキンとは異なる様々な考え方を採用する余地がある。ドゥォーキン自身の区分方法は《選好》と《資源》との区分——これを《ドゥォーキンの切断(Dworkin's cut)》と呼ぶ——であって、彼はこの区分を前提として《厚生と平等》論に代替する《資源の平等》論を主張したのである。ドゥォーキンの切断とは異なる方法で責任要因と非責任要因とを区分したうえで、代替的な平等論を展開した代表的な試みとしては、リチャード・アーネソン[Arneson(1989; 1990)]やジェリー・コーエン[Cohen(1989; 1990)]などが挙げられる。紙幅の関係もあって、これら代替的平等論の詳細な展望と評価は、別の機会に譲らざるを得ない¹³⁾。

ドゥォーキン以降の平等論研究のもうひとつの潮流は、《責任と補償》の原理それ自体を公理化して、この原理の内部的整合性および他の規範原理との論理的な整合性を研究すること、およびこの原理によって正当化され得る資源配分ルールの公理的な特徴付けを行うことである。この主旨の研究をミクロ経済理論の枠組みを用いて精力的かつ精密に展開してきた代表的な経済学者がマーク・フローベイ[Fleurbaey(1994; 1995; 1995a; 1998)]、ウォルター・ボッサール[Bossert(1995)]およびフローベイ＝マニクエ[Fleurbaey and Maniquet(1996; 1999; 1999a)]などである。このラインの研究は、帰結ないし社会状態に影響を与える様々な個人的要因を、その個人に選択責任を負わせることが適切な要因——《責任的要因(responsible factors)》——とその個人に選択責任を負わせることが不可能あるいは不適切な要因——《非責任的要因(non-responsible factors)》——に区分できることを仮定したうえで、

《責任と補償》の原理を2つの独立した原理に分解することを試みている。この分解の第1の構成原理は、フローベ이가《自然的報酬の原理(principle of natural reward)》と呼んだものである。その主旨は(1)各個人は責任的要因に関する限り自律的な意思決定を行って自己の利得を選択的に追求する権利をもつが、(2)その権利行使に起因するいかなる帰結に対しても、他に責任を転嫁することは許されない、という考え方であった。これに対して《補償の原理(principle of compensation)》と呼ばれる第2の構成原理は、非責任的要因の個人間格差に起因する特定個人に不利な帰結は、外的資源の適切な再分配によって相殺されるべきだという考え方であった。これらの構成原理が互いに独立した要請であることはほぼ明らかであるが、2つの原理が論理的に両立可能であることが保証できるか——したがって両者の結合によって定義される《責任と補償》の原理は内部的整合性をもつ保証があるか——という問題の解答は、それほど自明ではない。事実、様々な経済問題の論脈において、《自然的報酬の原理》と《補償の原理》との両立不可能性が論証されている。この主旨の不可能性定理の簡潔な紹介は本稿末尾の Appendix C で与えられている。

《自然的報酬の原理》と《補償の原理》が一般には両立不可能であるとすれば、自然に登場する次の研究課題は、(1)これらの構成原理の要求内容を緩和することによって、緩和された構成原理の間の論理的整合性を確保すること、(2)両立可能な構成原理を満足する資源配分ルールのクラスを公理的に特徴付けること、である。このプログラムに従う研究の簡潔な紹介も本稿末尾の Appendix C で与えられているが、興味深い事実はこのシナリオに従って公理的に特徴付けられるルールが、《羨望が存在しないという意味の衡平性(equity-as-no-envy)》基準[Foley (1967); Kolm (1971/1997); Varian (1974)]か《平等等価(egalitarian equivalence)》基準[Pazner and Schmeidler (1978)]のいずれかと密接な関連をもつことになる点である。正統派の厚生経済学における衡平性基準として最大の影響力を振ってきたのがまさに《羨望が存在しないという意味の衡平性》基準と《平等等価》基準であるだけに、緩和された《自然的報酬の原理》と《補償の原理》によって定義される緩和された《責任と補償》の原理がこれらの衡平性基準と密接な関わりをもつという結論は、確かに非常に興味深い。とはいえ、フローベイによる《自然的報

酬の原理》と《補償の原理》の定式化がドゥォーキンの《責任と補償》の原理のエッセンスを的確に捕捉し得ているかどうかに関しては、依然として異論と反駁の余地が残されている。端的に言って、これらの構成原理は極めて帰結主義な観点から定式化された要請であって、ドゥォーキンが本来意図した——非厚生主義的な——概念を、的確に定式化し得ているとは認め難いからである。この点を追求する最近の研究に関しても、本稿末尾の Appendix C を参照して戴きたい。

4. 地球温暖化問題を巡る《責任と補償》

《責任と補償》の理論は、広範な経済問題に対して的確な分析視点を提供する規範的経済学の新しいパラダイムである。この事実を例示するために、本節では地球温暖化問題の厚生経済学のエッセンスを簡潔に提示することにした¹⁴⁾。その準備作業として、地球温暖化問題には正統派の厚生経済学、道徳哲学、法哲学、政治哲学の標準的な分析を適用できない様々な特異性があるという事実を、簡潔に確認しておく必要がある。

4.1 地球温暖化問題の特徴

(1) 外部性としての地球温暖化問題

経済学的に言えば、地球温暖化問題とは《外部性(externalities)》現象——市場を経由せずに、ある経済主体の行動が付随的に他の経済主体の利得に対してプラスまたはマイナスの影響を及ぼす現象——の一例であるといっていよい。だが、地球温暖化問題と通常の外部性問題——例えば公害問題——との間には、ひとつの重要な差異がある。空港の騒音や工場排水による生活環境の汚染など通常の公害問題の場合には、加害者と被害者が同時点に並存しているのが通例である。だが、地球温暖化問題の場合には、関係する全ての当事者が同時点に並存することはない。過去および現在の経済活動が付随的に排出した温暖化ガスの影響を受ける被害者は主として遠い将来の世代であって、現在時点では彼らは未だ存在しない。また、加害者である現在世代と過去世代のうち、過去世代は現在時点ではもはや存在しない。このように、現在時点で地球温暖化問題に関する意思決定に参加できるのは、加害者の僅かな一部を形成する現在世代、すなわち意思決定の時点に生存する世代だけなのである。

(2) 世代間の歴史的構造と人格の非同一性問題

地球温暖化は超長期にわたる問題であって、登場人物は幾世代にもおよび、同時並列的ではなく、歴史的構造をもって継起的に登場してくる。過去から現在に到る歴史的経路は無数の可能性のなかから既にただひとつに確定していて、その経路上に存在した人々および現存する人々も不可逆的に確定している。だが、将来どのようなタイプの人々がどれだけ存在することになるのかは、現在世代の行動が決定する歴史的経路次第で異なるものとなっており、意思決定の時点では確定していない。たとえば、先進国で石油の利用を厳しく制限する温暖化対策が採用される場合と、全く制限がなされない場合とを比較してみよう。石油の利用は現代生活のあらゆる側面に関わっているから、2つの場合では衣食住の在り方や移動の機会・便宜性が大きく異なってくるために、人々は異なるパートナーと出会って異なる家族を構成して、異なる生活経験を積み重ねてゆくことになるだろう。したがって、数十年のうちに生存する人々の数やその固有の特性が、非常に異なる結果になる筈である。また、温暖化ガスの排出を抑制しなかった場合には太平洋上の島嶼国が水没することになり、民族構成が大きく変化するかもしれない。その一方では、従来は永久凍土と考えられていた地域が耕作可能となって、人口規模とその地域配分が大きく影響されることになるかもしれない。

このように、将来時点に存在する人々の数やその固有の特性は、現在世代の行動に依存して可塑的である。過去から現在に至る経路はユニークに確定しているが、将来への経路は現在時点で実行可能な行動の数と同じ数だけ存在するのである。現在を時点 t^* とすると、時点 t^* においてある行動が選択可能であるか否かは、歴史の起点 0 から t^*-1 までの期間に実現された行動経路 $a^{t^*-1} = (a^0, \dots, a^{t^*-1})$ に依存する。そこで、時点 t^* において実行可能な行動全体の集合を $A^{t^*}(a^{t^*-1})$ と書き、現在世代が行動 $a^{t^*} \in A^{t^*}(a^{t^*-1})$ をとるとき、時点 t^*+1 以降に存在する可能性のある人々の集合 $N(a^{t^*})$ と書く。集合 $N(a^{t^*})$ に属するのは、行動 a^{t^*} が定める歴史の樹(tree)の枝の前方にある経路上に存在する全ての人々である。いま、時点 t^* 以降に存在する可能性のある人々の全体

$$N_{t^*} := \bigcup_{a^{t^*} \in A^{t^*}(a^{t^*-1})} N(a^{t^*})$$

を、《時点 t^* 以降の potential people》と呼ぶことにすると、一般的には $a^{t^*} \neq b^{t^*}$ であれば

$$N(a^{t^*}) \neq N(b^{t^*})$$

となる。これがデレク・パーフィット[Parfit(1982, 1984)]によって指摘された将来世代の人格の《非同一性問題(non-identity problem)》である。

ところで、パーフィットによって指摘された人格の非同一性問題は、生物学的存在としての人間の異時点間の非同一性を意味している。だが、人間は社会的存在であるから、生物学的な個体の識別特性のみならず、選好・価値判断能力・労働能力・消費享受能力など、社会的論脈における様々な個体識別特性も、その個人の人格を決定する重要な要因である。選好や能力は長期的な自然・社会環境によって内生的に形成されるものであるし、特定の能力の有効性も環境次第で異なってくる。地球温暖化対策の在り方それ自体が、長期的な経済環境や社会の構造を大きく変える効果をもつことを考慮すれば、様々な温暖化対策次第で将来存在する人々の社会的存在としての個体識別特性が異なってくることは、ほとんど不可避的であるように思われる。生物学的存在としての人格の非同一性を《生物学的な非同一性問題》、社会的存在としての人格の非同一性を《社会的な非同一性問題》と呼ぶことにすれば、たとえ生物学的存在としての人格が同一であったとしても、社会的な非同一性問題の発生は依然として不可避的であると考えべきなのである。この当然の事実を認めれば、地球温暖化問題の論脈における規範的判断を形成することが容易ならざる課題であることは明白である。たとえば、自動車を頻繁に使用する社会で育ったひとは自動車の利用に対して強い選好を体得するようになるだろうが、石油の利用が制限された結果として公共交通機関が発達した社会で成長したひとは自動車の利用をそれほど好まない選好を体得することになるだろう。このとき、「前者の帰結と後者の帰結のどちらが好ましいか」という設問は、社会的判断の基礎におかれるべき個人的選好それ自体が経路に依存して異なるものであるために、原理的に解答不可能となるのである。

(3) 世代内の差異

同一世代内の人々の間にも2つの点で重要な差異があって、その事実が問題をさらに複雑化する。第1の差異は経済発展段階の相違に根差す差異であり、第2の差異は地球温暖化の影響の受け方の相違に根差す差異である。

経済の発展段階は明らかに国家間・地域間で異なり、同一の世代内にも様々な経済発展段階にある国家・地域が並存しているのが現実である。先進地域

に生活する人々は、現在の大規模な経済活動から生み出される財貨のフローから受益するのみならず、過去の高い水準の経済活動が結実したストックからも大きな便益を享受している。このようなストックを生み出した過去の経済活動も付随的に温暖化ガスを排出して、現在時点までの温暖化ガスの蓄積に寄与してきたことは間違いない。したがって、経済発展段階を異にする国家・地域は、経済活動のフローの成果から直接的に、また資本やインフラストラクチュアなどのストックから間接的に享受する便益に大きな格差をもつのみならず、経済活動に起因する温暖化ガスの蓄積量に対する貢献度という点でも、大きな格差をもっているのである。

さらにまた、同一世代の間でも国家間・地域間で地球温暖化から受ける影響の度合には大きな差異がある。事実、太平洋上の島嶼国が水没の危機に直面する一方で、永久凍土ないし耕作不適と考えられていた土地が耕作適地になって大きな利益を得る可能性があるという既に指摘した点を考慮すれば、地球温暖化に対する政策の在り方に関する国際的合意の形成可能性は、さらに一層その複雑さを増すことになる。

4.2 正統派厚生経済学の適用可能性

このような構造をもつ地球温暖化問題に対して、正統的な厚生経済学の分析装置はどの程度まで適用可能なのだろうか。以下では標準的な厚生経済学の分析装置を順々に取り上げて、この論脈におけるその有効性を吟味することにしたい。

(1) パレート効率性基準

厚生個人の比較を排除する《新》厚生経済学に厳密に従えば、代替的政策の比較のために依拠し得る唯一の規範的な基準は《パレート効率性(Pareto efficiency)》の基準である。政策 a と政策 b がもたらす帰結を、関係する全ての人々が自分自身の選好にしたがって比較するとき、誰ひとりとして政策 b を政策 a より好むことはなく、少なくとも一部の人は政策 a の方をより好むとき、政策 a は政策 b をパレートの意味で優越する——あるいは単に《パレート優越》する——という。現代の応用厚生経済学のほとんどは、このパレート基準に依拠して政策の是非を判定しているといつて過言ではない。ところが地球温暖化問題の論脈では、前節で説明した人格の非同一性問題のために、現在世代の政策の選択にパレート基準はほとんど全く役に立たないのであ

る。いま政策 a^{**} と b^{**} とを比較するとき、それぞれの政策の結果として将来生存する筈の人々 $N(a^{**})$ と $N(b^{**})$ の人格は異なることになる。したがって、パレート基準が唯一の情報の基礎とする人々の選好に照らして2つの帰結の善悪を序列付けることは、ほとんど不可能となってしまうのである¹⁵⁾。

(2) 補償原理

パレート基準は、2つの政策間で効用の損失を被るひとと利益を得るひとが同時に存在する場合には、優劣の判定を放棄せざるを得ない。利害対立が存在する状況にも適用可能な優劣判定の基準を構想する試みこそ、ニコラス・カルドア、ジョン・ヒックス、ティボール・シトフスキー達によって提唱された補償原理だった。ある財を《貨幣》とよび、政策 a を実行したときに効用の利得を得るひとから損失を被るひとへ仮に適切な貨幣の移転が行われれば全員の効用を高め得るならば、政策 a の実行は《カルドアの意味で改善》であるという。逆に、政策 a を実行しなければ、個人間でどのような貨幣の仮説的移転を行うにせよ、政策 a を実行したときと比較して全員の効用を高めることは決してできない場合には、政策 a の実行は《ヒックスの意味で改善》であるという。カルドアとヒックスの両方の意味で改善であるとき、《シトフスキーの意味で改善》であるという。応用厚生経済学の費用便益分析が依拠しているのは、まさにこれらの補償原理なのである。

地球温暖化問題の論脈においては、人格の非同一性問題のために、補償原理もパレート基準と同様に無力化する。地球温暖化対策が実行されたときと実行されないときとでは将来世代の人格が異ならざるを得ないために、2つの政策の優劣比較の情報の基礎として各個人の効用の利得ないし損失を計測することは、論理的に不可能となるからである。

(3) 当事者間交渉による解決法

外部性の効率的な解決方法としてロナルド・コース[Coase(1960)]が提唱したのは、外部性の出し手と受け手の間の直接交渉による問題処理であった。《コースの定理》の名でよく知られている命題によれば、交渉費用が無視できる場合には、当事者間交渉によって外部性の問題は効率的に解決できる。先に挙げた空港の騒音問題を例に取れば、《静かな生活を営む権利》——あるいは《騒音を無制限に出す権利》——が明確に設定されていさえすれば、当事者間の交渉や取引を経由して騒音の水準や金銭的補償などに関する合意が形成されて、外部性の問題は効

率的に解決されることになる。もちろん、権利の設定方法に依存して、最終的な所得分配に大きな差異が生まれることは当然である。

ところが地球温暖化問題では、加害者——温暖化ガスの発生者——と被害者——温暖化の影響を被る人々——が同じ時点には並存しないという時間的な構造があるために、当事者間の直接交渉による外部性問題の解決が現実には不可能であることは明らかである。規範理論としては、あたかもすべての当事者が一堂に会して交渉するが如き仮想的な設定を置き、この虚構の交渉場において合理的に推論される交渉結果を、規範的に望ましい解決方法とみなす考え方も可能である¹⁶⁾。だが、この意味の仮想的・反事実的な設定においてさえ、将来世代を適切に代表するエージェントを合理的に想定することは不可能だといわざるを得ない。そもそもこの仮想的な交渉に参加するのは、温暖化対策が実行された場合に生存することになる人々のエージェントなのだろうか、それとも実行されなかった場合に生存することになる人々のエージェントなのだろうか。前者だとすれば、彼／彼女が代理する人々は温暖化対策が実行されたときにのみ生存するのである以上、彼／彼女は温暖化対策が実行されなかった場合に発生する被害に対する補償を請求して交渉に参加する資格を欠いている。後者だとすれば、彼／彼女が代理する人々は温暖化対策が実行されなかったときにのみ生存するのである以上、補償の支払いという外部性の内部化費用をシグナルとして現在世代が温暖化対策を実行することになれば、彼／彼女はやはり将来世代を代理して現在世代と交渉する資格を喪失することになる。いずれの場合にも、地球温暖化問題の論脈において、関係する当事者間の合理的な交渉を規範的理論の基礎とすることは、原理的に不可能となるのである。

(4) 権利と義務

社会的正義はしばしば権利と義務の関係として表現される。地球温暖化問題における世代間の権利と義務に関する常識論は、将来世代は現在世代に対して人為的な地球温暖化の影響を排除ないし緩和することを要求する権利をもち、現在世代は将来世代に対して人為的な温暖化を抑制する義務を負うと主張するだろう。だが、地球温暖化問題における将来世代と現在世代との関係を単純な権利—義務関係で把握することには、やはり論理的な無理がある。

この事実を理解するために、時点 t^* において「温暖化対策を実行する」という政策を a^* 、「温暖化対

策を全く実行しない」という政策を b^* とすれば、それぞれの政策の結果として将来生存する人々の人格は異なり、 $N(a^*) \neq N(b^*)$ が成立することになる。それでは、どちらのグループの人々が現在世代に対して温暖化の抑制措置を要求する権利をもち、また現在世代はそのグループに対して義務を負うのだろうか。

まず、温暖化の進行した世界に生きる $N(b^*)$ の人々が、その権利を有するものと考えてみよう。だが、ひとたび現在世代が将来世代によって行使される権利に応じた義務を果たして温暖化抑制措置を実行するならば、将来時点で生存するのは $N(a^*)$ の人々である。したがって、 $N(b^*)$ の人々が温暖化が抑制された世界に生きることは決してなく、権利の行使は自己の存在を否定することになる。賦与された権利の自発的な行使が権利主体の存在を自ら否定するような《権利》の設定は、明らかに不合理だといふべきである。

逆に、温暖化が抑制された世界に生存する $N(a^*)$ の人々が、現在世代に対して温暖化の抑制を要求する権利を有すると定める合理的根拠はやはり存在しない。なぜならば、温暖化が抑制されなかったときに生存するのは $N(b^*)$ の人々であって、 $N(a^*)$ の人々は温暖化が抑制されなかった世界には存在していないからである。

結局、将来世代の人格の非同一性問題のため、地球温暖化対策を将来世代の権利に対する現在世代の義務として根拠付けることは論理的に不可能なのである。

4.3 地球温暖化問題における《責任と補償》

地球温暖化問題に対する政策の規範的な根拠を、正統的経済分析が依拠してきたパレート基準、補償原理、交渉解に求めることは、論理的に不可能である。温暖化対策の根拠を単純に将来世代の権利に対する現在世代の義務として位置付けることも、やはり論理的に不可能である。では、「現在世代の選択次第で将来の歴史的経路上に存在する人々は異なるのだから、現在世代が行う選択に対する規範的な判断基準は論理的に存在し得ない」という一種の不可知論に、われわれは陥らざるを得ないのだろうか。この不可知論の罫から脱出するためには、全く別の理論的な展開が必要である。

この論脈においてわれわれが注目する考え方こそ《責任と補償》の原理である。それは《選択の自由》を

自発的に行使することに伴う責任を選択主体に帰着させ、その選択が不利な結果をもたらしても、他者への責任の転嫁を認めないという考え方であった。それはまた、ひとが自分の自由意志ではコントロールできない要因に基づく不遇と困窮に対しては本人に責任を負わせるべき理由はなく、非責任的要因に源泉をもつ不遇に対しては、社会的な補償が支払われなければならないという考え方であった。この観点から地球温暖化の問題を考えてみる場合に決定的に重要な事実、温暖化ガスを発生させる現在世代の経済活動は将来世代の人格および福祉に対して《外部的》に——将来世代には責任を問えない形で——影響すること、そして現時点で実行する政策を完全にコントロールしているのはひとえに現在世代であることである。したがって、《責任と補償》の原理に基づけば、地球温暖化問題に対して現在世代は歴史的経路を決定する政策選択をコントロールする自律性をもつために、それに伴う《補償責任》を負うべきであると考えられる。

だが、《責任と補償》の原理の理論的フレームワークと地球温暖化問題の構造との間には本質的な差異があって、この理論の結論を機械的に地球温暖化問題に適用することは許されない。《責任と補償》の原理のフレームワークでは、選択行為の責任主体とその選択の帰結から影響を受ける主体は同一であるか、または両者が異なる主体ではあっても同一時点に並存する状況が、暗黙のうちに念頭に置かれている。しかるに、地球温暖化問題のひとつの本質的な特徴として、現在の選択行為の責任主体は現在世代であるが、この選択の外部効果を一方的に受容せざるを得ない主体は未だ存在しない将来世代であるという事実があった。現在世代が行う選択の結果に依存してその選択の帰結を経験する将来世代の人格が決定され、彼らが享受し得る福祉もまた決定されるのである。この重要な特徴に留意すれば、現在世代が行う《選択》の意味とその選択に伴う《責任》の意味について、さらに注意深い考察が必要とされることになる。

ここで注意を喚起すべき点は、現在世代が行う選択は現在から将来への歴史的経路の選択に他ならないが、この選択は将来世代の人格と彼らが享受する福祉の双方を、彼ら自身で選択をやり直す機会を与えずに、外部的・不可逆的に決定する行為だという事実である。したがって、現在世代が将来世代に対して負うべき《責任》のまず第1の意味は、なんらか

の明確で合理的な基準に照らして現在世代の選択が《社会的に最善》であると説明可能な歴史的経路を選択するという責任——《説明責任(accountability)》——なのである。

現在世代が将来世代に対して負うべき《責任》の第2の意味を明らかにするために、現在世代には以下の3つの単純な選択肢のみがある状況を考える。

- (a) 地球温暖化の進行をストップさせる政策。
- (b) 地球温暖化の進行は放置するが、将来世代におよぶその影響を緩和するために、他の措置によって補償を行う政策。
- (c) 地球温暖化の進行を放置するのみならず、他の措置による補償も行わない政策。

現在世代がこれら3つの選択肢のどれを選ぶかによって、将来生存する人々の人格は異なり、彼らの福祉水準も異なってくる。だが、どの人々が存在するにせよ、現在世代の行う選択に対して将来世代に責任を問うことはできない。別の表現をすれば、現在世代が行う選択は将来世代にとっては彼らの福祉を制約する非責任的な要因(non-responsible factor)である。仮に選択肢(c)を現在世代が選んだとすると、その結果として将来時点で生存する人々は非責任的要因に起因する不利益を被りながら、その不利益を補整する補償を得ていないことになる。このことは、選択肢(c)の先にある歴史的経路上では、《責任と補償》の原理が実現されていないことを意味している。これに対して、現在世代が選択肢(b)を選んだ場合には、将来生存する人々は温暖化による不利益を被りつつも、それを補整する補償の支払いを受けていることになる。この経路上では《責任と補償》の原理が実現されているというべきである。このように、環境の悪化が不可避である場合には、《責任と補償》の原理が実現される歴史的経路を選択する責任を現在世代は負う——これが現在世代が担う《責任》の第2の意味である¹⁷⁾。

《責任と補償》の原理を世代間の問題に拡張して本節で素描した地球温暖化問題の厚生経済学は、今後の研究によって拡張・深化されるべき未完成なシナリオに過ぎない。だが、《責任と補償》の原理が新たな規範的考察の有益な出发点になり得るパラダイムを提供することを例示する役割は、それなりに果たし得たものとわれわれは考えている。

5. おわりに

《責任と補償》の原理の周辺には、本稿で十分には論じ及び得なかった重要な論点が、未だ数多く残されている。第1に、平等論の基礎としてこの原理を位置付ける最初の前提として、「なぜ平等を価値規範とすべきか(Why Equality?)」という根本的な問題に答える必要がある。そしてこの第1の問題に答える前提ともなる第2の根本的な問題は、「なにに関する平等か(Equality of What?)」という問いかけである。現代の平等論の多くは、これらの2つの設問を巡って展開されている¹⁸⁾が、本稿は厚生経済学の最近の展開に関わる限られた視点から平等論の一部の論点を取り扱うに留まった。さらに体系的な平等論の展開は、将来の機会を待つことにしたい。

また、責任と補償の論理が規範的原理を発見する方法としてもつ切れ味を例示するために考察した地球温暖化の厚生経済学の論脈においても、多くの重要問題がほとんど手を付けられずに残されている。例えば、現在世代が将来世代に対して負うべき説明責任を果たすためには、歴史的経路選択の規範的原理はいかなるものであるべきか。厚生経済学の歴史のなかでこの問題に最も関連性の深い研究は《最適人口の理論(Theory of Optimum Population)》であるが、最近多くの重要な研究がこの分野で行われている¹⁹⁾にも関わらず、広範な支持を獲得し得る普遍的な規範原理は、まだ発見されていないように思われる。鈴木・蓼沼(2000)は、従来の規範原理の多く——総体的功利主義、平均的功利主義、臨界値功利主義、ロールズ格差原理——はこの論脈においては失敗せざるを得ないことを示したが、この分野に深く分け入って新たな規範原理を模索する作業も、将来の課題として残さざるを得ない。それにも関わらず、本稿がこの肥沃な未開拓地へ読者を誘ううえでそれなりの役割を果たし得たとすれば、我々の目的はひとまず達成されたことになる。

Appendix A: ローマーによるドウォーキン《資源の平等》論批判 1 [Roemer(1985)]

ローマー[Römer(1985; 1994)]はミクロ経済理論の分析装置を用いて、ドウォーキンの仮説的保険市場メカニズムはそもそも《資源の平等》基準を確立するのに不適切であることを、以下の様な例で示した。2人の個人AとBからなる共同体で、外的資

源として総計 $\bar{C}$ のコーンがこの共同体に賦存している。2人の個人AとBはそれぞれ基数的に測定可能で個人間で比較可能な効用関数 $v(\cdot)$ および $w(\cdot)$ を有しているとする。ただし、この2つの効用関数の間には

$$\text{任意の } C > 0 \text{ に関して, } v(C) > w(C)$$

という関係が成立しているとする。この効用関数の違いの根拠は明らかにされていないものの、個人AとBは、それぞれの効用関数 $v(\cdot)$ および $w(\cdot)$ の特性に関して責任があるものとする。この経済環境では、資源の範疇に属する要素は外的資源であるコーンだけである。資源が譲渡可能な外的資源だけである限り、《資源の平等》論に基づく資源配分は直ちに、 $(C_1, C_2) = \left(\frac{1}{2}\bar{C}, \frac{1}{2}\bar{C}\right)$ となる。その結果として個人Bが享受する効用水準は個人Aのそれよりも低いものとなるが、この帰結における不平等は責任の要因に基づいている故に、何ら社会的に正の対象にはならない。

次に、この個人AとBの効用関数の効用生産性の違いは、実は2人の内的資源であるエンドルフィンの賦存量の違いに起因していることが明らかになったとしよう。さらに2人の効用関数は単にコーンの消費に対する選好を表現するだけでなく、実はコーン消費とエンドルフィンの組み合わせに対する選好を表す共通の効用関数として書き換えられることが明らかになったとしよう。2人の個人AとBが無自覚に消費していたそれぞれの内的資源であるエンドルフィンの賦存量を a_1 と a_2 で表して、それは $a_1 > a_2$ という関係を満たすものとしよう。さらにコーンとエンドルフィンの消費に対する選好を表現する、2人の個人に共通の効用関数を $u(\cdot, \cdot)$ で表して、これは任意の $C > 0$ に関して

$$u(C, a_1) = v(C), \quad u(C, a_2) = w(C)$$

という性質を満たすものであるとする。明らかに、 $u(C, a_2) < u(C, a_1)$ という性質が任意の $C > 0$ に関して成立する。この外的資源の平等配分における帰結(効用水準)の不平等は、いまや2人の個人の譲渡不可能な内的資源の不均等賦存に起因していることが明らかとなったのであり、そのため《包括的資源の平等》論はさらなる外的資源の再分配を要請することになる。なぜならば、この内的資源の不均等賦存は2人の個人の自発的意思の統制を超えた偶然的要因であるからである。

外的資源の再分配政策の内容を決定するために、ここで仮想的にエンドルフィンの賦存量に関する

《誕生くじ》を想定して、ドウォーキン流仮説的保険市場を設定するものとしよう。いま、この2人の個人は互いに等しい効用関数 $u(\cdot, \cdot)$ をもっていることを知っているが、内的資源 a_1 と a_2 のいずれが自分に帰属することになるのかについて不確実であるとする。さらに、コーンは消費財であるが、貨幣としても利用され得るものと考えて、初期においてそれぞれの個人に $1/2\bar{C}$ のコーンが分配されるものと仮定する。2人の個人はそのコーンを貨幣として用いて、《誕生くじ》の結果に対する保険契約を締結することを考える。そのとき、任意の個人の保険契約に関する意思決定問題は、

$$\max_{C_1, C_2} \frac{1}{2} [u(C_1, a_1) + u(C_2, a_2)]$$

$$s. t. C_1 + C_2 = \bar{C}$$

で与えられる。ここで、 C_1 は個人 A または B が、 a_1 というくじを引いたときに、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。同様に、 C_2 は個人 A または B が、 a_2 というくじを引いたときに、保険金支払いもしくは受給の後に消費できるコーンの量である。いま、効用関数 $u(\cdot, \cdot)$ はコーン消費に関して単調増加であり、かつ強凹で連続微分可能な関数であるとする。さらに、分析の見通しをよくするために、以下の性質を満たすとしよう：

任意の $C \geq 0$ に関して、

$$\frac{a_1}{a_2} u(C, a_2) = u\left(\frac{a_1}{a_2} C, a_1\right)$$

このような経済環境での保険市場均衡が内点解であると仮定すれば、任意の個人の上述の最適化問題の一階条件は、 $u_C(C_1, a_1) = u_C(C_2, a_2)$ が成立することである。(ただし、 $u_C(\cdot, \cdot)$ は $u(\cdot, \cdot)$ の $C > 0$ に関する偏微分係数を表す。) それゆえ、強凹かつ連続微分可能な性質と上述の仮定により、最適な保険契約は

$$\frac{a_1}{a_2} C_2 = C_1$$

という性質を満たさなければならない。よって保険契約の履行の結果、外的資源の配分は $C_1 > \frac{1}{2}\bar{C} > C_2$ という特徴を持つ。より不遇な内的資源賦存のために再分配政策によって正の外的資源による補償を受けるべき立場の個人 B は、むしろ再分配の結果として、それ以前の平等な外的資源分配の状況よりも状態が悪化しているのである。これは《資源の平等》論が目標とすべき帰結としての資源配分とは

いえないとローマーは主張するわけである。

Appendix B: ローマーによるドウォーキンの《資源の平等》論批判 2 [Roemer(1986)]

ローマー[Roemer(1986; 1987; 1994; 1996)]は経済環境下の公理的交渉ゲーム理論の枠組みを用いて、《資源の平等》政策が満たすべき必要条件を4つの公理として定式化して、《資源の平等》基準はドウォーキンが言うように本当に《厚生平等》基準に取って代わる独立した基準であるのか否かを分析した。

以下、経済環境下の公理的交渉ゲームのモデルを定義する。 n 人から構成される社会を考え、それを集合 N で記述することにしよう。この社会の経済問題は、純粋交換経済の下でのある与えられた資源の n 人の個々人への配分問題である。各個人の消費選好は基数的に測定可能で個人間比較可能な効用関数によって表されるものとする。この社会で認識されている財の種類が m 個ある場合に、この m 種類の財に対する効用関数のクラスを $U^{(m)}$ で表して、それは R_+^m 上の実数値効用関数で強単調増加、連続、かつ凹性を有し、さらに $u(0) = 0$ を満足する全ての関数の集合であると仮定する。ひとつの経済環境は財の種類、財の総賦存、効用関数のプロファイルの組み合わせによって定義され、 $e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle$ として記述される。ただし、 $\bar{x} \in R_+^m$ であり、かつ任意の $i \in N$ に関して、 $u^i \in U^{(m)}$ であるとする²⁰⁾。このように定義された m 種類の財がある経済環境のクラスは $\Sigma^{(m)}$ で記述される。さらに $\Sigma := \bigcup_m \Sigma^{(m)}$ であるとする。ある経済環境 $e \in \Sigma^{(m)}$ における効用可能性集合は、

$$A(e) := \{(\bar{u}^i)_{i \in N} \in R_+^{mn} \mid \exists (\bar{x}^i)_{i \in N} \in R_+^{mn}, \sum_{i \in N} \bar{x}^i \leq \bar{x}, u^i(\bar{x}^i) = \bar{u}^i (\forall i \in N)\}$$

によって定義される。効用関数の仮定により、効用可能性集合 $A(e)$ は、強包括的(strictly comprehensive)で、原点 $0 \in R_+^{mn}$ を含む閉凸集合となる。

配分ルール(もしくは配分メカニズム)は、各経済環境 $e \in \Sigma$ に対して実行可能配分集合 $Z(e)$ のある非空部分集合を割り当てる対応 F である²¹⁾。以下では、考察する配分ルールは以下の条件を満たすものに限定する：

Axiom D^2 : 配分ルール F は、任意の経済環境 $e \in \Sigma$ に対して、以下の2つの性質をもつ対応である。

本質的一価性(Essential single-valuedness):

$$\begin{aligned} &\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e), \\ &u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) (\forall i \in N). \end{aligned}$$

全対応(Full correspondence):

$$\begin{aligned} &\forall (x^i)_{i \in N}, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in Z(e), \\ &[(x^i)_{i \in N} \in F(e) \& u^i(x^i) = u^i(\hat{x}^i) (\forall i \in N)] \Rightarrow \\ &(\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e). \end{aligned}$$

この条件によって、配分ルールは、自然な性質を満たす経済環境全てに関して、実行可能な資源配分の非空部分集合を指定するものであり、かつ、その集合のどの要素を選出しても各個人が獲得する効用水準は変わらないものとなる。

この配分ルールが《資源の平等》的配分ルールである限り、最低限満たすべき条件としてローマーが定式化した4つの公理は、以下の様に定義される：

パレート最適性(PO) (Pareto Optimality):

$$\begin{aligned} &\forall e \in \Sigma, (\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e) \\ &\text{はパレート効率的配分である。} \end{aligned}$$

経済的対称性(Sy) (Economic Symmetry):

$$\begin{aligned} &\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma, \\ &[u^i = u^j (\forall i, j \in N) \Rightarrow (\bar{x}/n, \dots, \bar{x}/n) \in F(e)]. \end{aligned}$$

資源単調性(RMON) (Resource Monotonicity):

$$\begin{aligned} &\forall e = \langle m; \bar{x}; u^1, \dots, u^n \rangle, \\ &e' = \langle m; \bar{x}'; u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma, \\ &[\bar{x} \geq \bar{x}' \Rightarrow \mu_F(e) \geq \mu_F(e')], \\ &\text{ただし } \mu_F(e) := (u^i(F^i(e)))_{i \in N} \text{ かつ} \\ &F^i(e) \text{ は } F \text{ が } e \text{ の下で個人 } i \text{ に割り当て} \\ &\text{る財ベクトルの集合。} \end{aligned}$$

次元間の資源配分の整合性(CONRAD) (Consistency of Resource Allocation across Dimensions):

環境 $e' = \langle m+l; (\bar{x}, \bar{y}); u^1, \dots, u^n \rangle \in \Sigma$ かつ, $u^i \in U^{(m+l)} (\forall i \in N)$ において $(\hat{x}^i, \hat{y}^i)_{i \in N} \in F(e')$ であるとする。ただし、各個人は、財ベクトル y に対してその構成要素のうち高々1種類の財に対して正の効用を得るにすぎない。いま m 次元の財空間で定義される効用関数で、以下の様なものを考える:

$$\forall x \in \mathbf{R}_+^m, u^{*i}(x) := u^i(x, \hat{y}^i) (\forall i \in N).$$

もし $u^{*i}(0) = 0 (\forall i \in N)$ ならば $u^{*i} \in U^{(m)}$ となり、許容可能な経済環境 $e^* = \langle m; \bar{x}; u^{*1}, \dots, u^{*n} \rangle$ が定

義される。このとき、もし $A(e^*) = A(e')$ ならば、 $(\hat{x}^i)_{i \in N} \in F(e^*)$ とならねばならない。

以上の4つの公理を全て満たす《資源の平等》主義的配分ルールは、以下に示す特徴をもつ：

定理[Roemer(1986; 1988)]: パレート最適性(PO), 経済的対称性(Sy), 資源単調性(RMON), および次元間の資源配分の整合性(CONRAD)を満たす配分ルールがユニークに存在する。それは全ての個人に等しい効用水準を保証するパレート効率的配分を常に割り当てるものである。

ドゥオーキン流《資源の平等》論への本質的批判を意味するこの定理は、CONRAD 公理に強く依存している。ローマーは、CONRAD を要請する理由として、《資源の平等》主義的配分ルールは、ドゥオーキンの仮説的保険市場メカニズムに関する Appendix A の様な批判が妥当しないような配分ルールであるべきであると論じている。すなわち、この様な批判は、配分ルールが整合性の条件を満たさないこと——仮説的保険市場メカニズムの下では、エンドルフィンが隠れた内的資源として人々の効用生産に影響を与えていたことが発見される以前と以後とで指定される配分が変わってしまう——に起因している。しかしながら、そもそもいかなる内的資源が人々の効用生産に影響しているかを常に完全に社会が認識することは極めて情報コストが高い要求である。むしろ事後的に内的資源が発見されたとしても、ルールの指定する外的資源配分の値を変えずに済むように、ルールが予め設計されている方が望ましい。これが CONRAD を要請する動機である。

しかしこの CONRAD の要請は、上記の動機に基づく要請としては明らかに強すぎるものであって、むしろ配分ルールに厚生主義的性質を賦課することを意味する。この事実を見るために、先のコーンとエンドルフィンの経済の例を用いよう。注20で示したように、この例で定義される経済は

$$e' = \langle 3; (\bar{C}, a_1, a_2); u_A, u_B \rangle$$

で記述される。他方、エンドルフィンが隠された e' の還元経済(reduced economy)は、

$$e^* = \langle 1; \bar{C}; v, w \rangle$$

で記述される。 e' と e^* とのこのような関係は確かに CONRAD の前提条件を満たすものであるため、 $F(e') = F(e^*)$ が要請される。すでに明らかな様に、

仮説的保険市場メカニズムはこの要請を満たさない。だが、個人 A と個人 B の効用関数の違いがエンドルフィンという隠れた内的資源の違いに起因するのではなく、個人 A に比して個人 B が常に享樂的な生活を選択し続けることで《高価な選好》を発達させてきたが故である場合にも環境は

$$e^{**} = \langle 1; \bar{C}; v', w' \rangle, \text{ただし } v' = v, w' = w$$

と表現され、これもまた環境 e' の還元経済 (reduced economy) となる。このとき、 e' と e^{**} との関係が CONRAD の前提条件を満たすことも容易に確認できるため、 $F(e') = F(e^{**})$ とならねばならない。この事実、CONRAD が配分ルールに対して、個人 B の効用欠損の原因が彼のハンディキャップであるか、彼が自発的に《高価な選好》を発達させてきた結果であるかに無関心であることを要求している。以上より、CONRAD は、配分ルールに対して《責任と補償》の原理の理念を放棄することを要求している。これは《資源の平等》論にとっては容認しがたい条件であり、ルールに限りなく厚生主義的な性質を賦課する公理である。実際、ローマー [Roemer (1988)] 自身が証明しているように、CONRAD と以下で定義される《交渉問題における厚生主義》公理とは同値であることが示される²²⁾：

交渉問題における厚生主義 (W) (Welfarism):

$$\forall e, e' \in \Sigma, [A(e) = A(e') \Rightarrow \mu_F(e) = \mu_F(e')].$$

また、Appendix A の批判から配分ルールを免れさせるための要請として、CONRAD よりもより直裁的な《倒錯防止》(PP) (Perversity Prevention) という公理がローマーによって後に提案された [Roemer (1994; chap. 7; pp. 178-9)]。その結果、CONRAD を PP で置き換える事によって、PO, Sy, RMON, PP の 4 公理を満たす配分ルールはもはや《厚生平等》基準を満たすものにならないことも明らかになっている。以下、2 人の経済モデル上で PP の定義を与える：

倒錯防止 (PP) (Perversity Prevention): 任意の $u, v \in U^{m+2}$ で、以下の 2 つの性質を持つものを考える：

- (1) $\forall x \in \mathbf{R}_+^m, \forall y \in \mathbf{R}_+,$
 $u(x, y, 0) = v(x, 0, y),$
- (2) $\forall z \in \mathbf{R}_+, u(x, 0, z) = u(x, 0, 0) =$
 $v(x, 0, 0) = v(x, 0, 0) = v(x, z, 0).$

ここで $e = \langle m+2; (\bar{x}, \bar{a}, \bar{b}), u, v \rangle, \bar{a} \geq \bar{b}, e^* = \langle m; \bar{x}; u^*, v^* \rangle$, ただし $\forall x \in \mathbf{R}_+^m, u^*(x) = u(x, \bar{a}, 0) \& v^*(x) = v(x, 0, \bar{b})$ である。このとき、 $v(F^2(e)) \geq v^*(F^2(e^*))$ とならねばならない。

Appendix C: 責任と補償に関するミクロ経済理論

《自然報酬の原理》と《補償の原理》を満たす資源配分ルールの研究には、考察する資源配分問題の性質に即して、3 つのアプローチがある。第 1 は、フローベイ [Fleurbaey (1994; 1995)] に代表される研究である。そこでは、内的資源 (ハンディキャップ) の次元を消費可能空間に含む拡張された純粋交換経済において、ハンディキャップによる効用の損失を貨幣的補償によって相殺する際の貨幣的配分問題が考察される²³⁾。第 2 のボッサール [Bossert (1995)] に代表される研究は、所得再分配モデルを定式化して、人々がそれぞれの事前的所得に対して部分的にしか責任がないときに適用されるファースト・ベスト再分配ルールが、上記の 2 原理を満たすための条件を明らかにしようとした²⁴⁾。第 3 のフローベイ・マニクエ [Fleurbaey and Maniquet (1996; 1999)] に代表される研究²⁵⁾ は、生産経済において個々人に非責任的な労働スキル (skill) の格差が存在するもとの資源配分問題を取り上げて、その論脈で上記 2 つの原理の両立可能性を分析した²⁶⁾。

以上の 3 つのアプローチはいずれも個々人の選好のあり方を責任的要因と仮定したうえでの理論分析であるという点で一致している。他方、アーネッソン、コーエン等の議論を踏まえ、《資源の平等》論とは異なる《機会の平等》論の立場から、個々人の選好のあり方が責任的要因であるか、非責任的要因であるかそれ自体も内生的に決定するような資源配分ルールの決定メカニズムを議論しているのが、ローマー [Roemer (1993; 1996)] である²⁷⁾。

以下の議論では、責任と補償の原理に関する第 2、第 3 のアプローチや《機会の平等》論アプローチについては触れず、もっぱら責任と補償の原理に関する第 1 の、フローベイの拡張された純粋交換経済における分析に焦点を合せて議論を進める²⁸⁾。責任と補償の原理に関する第 2、第 3 のアプローチで得られた理論的帰結の基本的メッセージは、この第 1 のアプローチで得られるそれと基本的にはほぼ同じものである。我々は第 1 のアプローチのもとでの主要な分析結果を見ていくことで、それに準ずる形で第 2、第 3 の主要な分析結果も理解できるからである。

純粋交換経済における、ハンディキャップによる効用の損失を貨幣的補償によって相殺する資源配分問題において、フローベイ[Fleurbaey(1994; 1995)]は《自然報酬の原理》と《補償の原理》を、この問題の論脈で定義される配分ルールの性質に関する2つの公理として定式化した。2つの公理の第1は、任意の2個人の間で偶然的要因が等しいならば、資源が平等に分配されることを要請する《等しい障害に対する資源の平等》(EREH)の公理である。第2の公理は、任意の2個人の間で主観的選好が等しいならば、等しい厚生水準が達成されることを要請する《等しい選好に対する厚生平等》(EWEP)の公理である。以下にその内容を簡単に紹介しよう。

あるひとつの社会は集合 $N=\{1, \dots, n\}$ で表される個人々人から構成されているとしよう。任意の個人 i は移転不可能な内的資源、すなわちハンディキャップ y_i と、 $\mathbf{R}_+ \times \mathbf{Y}$ 上で定義される選好順序 R_i をもつ。ただし、 $\mathbf{R}_+$ は移転可能な外的資源に対する個人の消費可能空間を表現し、 $\mathbf{Y}$ は存在し得るハンディキャップ水準 y_i からなる集合を表す。社会には、ある固定された量の移転可能な外的資源 $\omega \in \mathbf{R}_{++}$ が賦存する。いま、 $y=(y_1, \dots, y_n)$ を個人々のハンディキャップ水準のプロファイル、 $R=(R_1, \dots, R_n)$ を個人々の選好のプロファイルを表すものとする²⁹⁾。注意すべきは、個人々のハンディキャップ水準は、彼らに責任を問えない要因であり、他方、選好は、個人々の責任が及ぶ要因であると仮定されている点である。ここで、あるひとつの経済環境はプロファイル $e=(N, y, R, \omega)$ によって定義される。その普遍集合を D としよう。

社会の問題は、外的資源を個人々に分配することである。すると、任意の環境 e に賦存する財 ω の実行可能配分集合は、

$$Z(e) := \left\{ x \in \mathbf{R}_+^n \mid \sum_{i \in N} x_i = \omega \right\}$$

として定義される。このとき、配分ルールは関数 $\phi: D \rightarrow \mathbf{R}_+^n$ であり、それは任意の経済環境 $e \in D$ に対して、ある実行可能配分 $\phi(e) = x \in Z(e)$ を指定するものである³⁰⁾。 $\phi_i(e)$ はこのルールによって個人 i に割り当てられる外的資源を表している。

《自然報酬の原理》と《補償の原理》に関する2つの公理はそれぞれ以下の様に定式化されている：

等しいハンディキャップに対する等しい資源 (EREH) (Equal Resource for Equal Handicap):

$$\forall e \in D, \forall i, j \in N, [y_i = y_j \Rightarrow \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

等しい選好に対する等しい厚生 (EWEP) (Equal Welfare for Equal Preference):

$$\begin{aligned} & \forall e \in D, \forall i, j \in N, \\ & [R_i = R_j \Rightarrow \\ & (\phi_i(e), y_i) I_i(\phi_j(e), y_j), \\ & \text{or } \phi_i(e) = 0 \& (0, y_i) R_i(\phi_j(e), y_j), \\ & \text{or } \phi_j(e) = 0 \& (0, y_j) R_i(\phi_i(e), y_i)]. \end{aligned}$$

EREH は、非責任要因に関する相違を資源の補償的分配の必要条件とする要請であって、非責任要因に関して相違がない場合には、資源の格差的補償はなされないことを意味している。他方、EWEP は、非責任要因に関する相違のみが存在することを資源の補償的分配の十分条件とする要請であって、責任的要因に関する相違がない場合には、各人の主観的厚生上の帰結的格差が解消するまで補償的分配がなされなければならないことを意味している。フローベイはこれら両公理が矛盾することを示した：

命題[Fleurbaey(1994; 1995)]：EREH と EWEP をともに満たす配分ルール ϕ は存在しない。

証明： $N=\{1, 2, 3, 4\}$ の社会において、外的資源が $y_1=y_2=1$ および $y_3=y_4=3$ であり、選好が $R_1=R_3$ および、 $R_2=R_4$ であるような環境で、選好 $R_1=R_3$ は $u(x, y)=x+y$ によって、 $R_2=R_4$ は $u'(x, y)=x+2y$ によって表されるとする。さらに $\omega=5$ とする。このとき EREH と EWEP を適用すると実行可能配分が存在しなくなり、結果が得られる。||

フローベイの分析の目的は、この不可能性定理を出発点として、2つの公理が両立可能となるまで各々の要請を弱めること、そして両立可能となった弱められた2つの公理をみたす配分ルールのクラスを特定化することにあった。以下がその第一ステップである：

$$\begin{aligned} \text{EREH}^*: & \forall e \in D, [\forall i, j \in N, y_i = y_j] \Rightarrow \\ & [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)]. \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{EWEP}^*: & \forall e \in D, [\forall i, j \in N, R_i = R_j] \Rightarrow \\ & [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) I_i(\phi_j(e), y_j), \text{ or } \\ & \phi_i(e) = 0 \& (0, y_i) R_i(\phi_j(e), y_j), \text{ or } \\ & \phi_j(e) = 0 \& (0, y_j) R_i(\phi_i(e), y_i)]. \end{aligned}$$

EREH* と EWEP* とを共に満たす配分ルールの例は以下の議論でいくつか与えられる。

フローベイは上記の2つの公理をさらに以下のように弱めた。いま、ある外的資源 $\bar{y} \in Y$ および選好 $\bar{R}$ が社会の参照水準としてそれぞれ与えられたとしよう。そのとき、

$$\bar{y}\text{-EREH}^*: \forall e \in D, [\forall i \in N, y_i = \bar{y}] \Rightarrow [\forall i, j \in N, \phi_i(e) = \phi_j(e)].$$

$$\begin{aligned} \bar{R}\text{-EWEP}^*: \forall e \in D, [\forall i \in N, R_i = \bar{R}] \Rightarrow \\ [\forall i, j \in N, (\phi_i(e), y_i) \bar{I}(\phi_j(e), y_j), \\ \phi_i(e) = 0 \text{ \& } (0, y_i) \bar{R}(\phi_j(e), y_j), \text{ or } \\ \phi_j(e) = 0 \text{ \& } (0, y_j) \bar{R}(\phi_i(e), y_i)]. \end{aligned}$$

$\bar{y}\text{-EREH}^*$ は、すべての社会構成員のハンディキャップが、社会がなんらかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのかという問題はここでは問わない——選択したある参照水準 $\bar{y}$ と偶々一致するならば、任意の2人の個人に配分される資源は等しくならなければならないことを要請する公理である。そもそも、『自然報酬の原理』は、個々人の主観的選好の違い、従って責任要因の格差に対して配分ルールが無関心であることを要請するものであるが、 $\bar{y}\text{-EREH}^*$ は全員の内的資源が、参照水準に一致しないとはいえ、偶々等しい場合でさえ、責任要因の格差に対する配分ルールの無関心性を必ずしも要求しないものである。

他方、 $\bar{R}\text{-EWEP}^*$ とは、すべての社会構成員の選好が、社会がなんらかのプロセスを経て——それがいかなるプロセスであるのかという問題はここでは問わない——選択したある参照選好 $\bar{R}$ と等しいならば、任意の2人の個人の厚生水準は等しくならなければならないことを要請する公理である。この公理は、全員が参照選好 $\bar{R}$ をもつ場合には、ある個人の効用欠損がその個人の非責任要因に起因すると認めることを意味する。従って、全員の選好が偶々一致していたものの、それが参照選好に等しくない場合には、ある個人の効用欠損は彼の非責任要因に起因すると同定されるとは限らない。

フローベイは、以上の公理群と、厚生経済学における代表的な衡平基準——『無羨望』基準と『平等 = 等価』基準——との論理的関係を分析した。この経済モデルにおける『無羨望』基準は以下の様に定義さ

れよう：

定義[Roemer(1985); Fleurbaey(1994)]: 配分ルール ϕ^{NE} が無羨望配分ルールであるのは以下の場合である： $\forall i, j \in N, \forall e \in D,$
 $(\phi_i^{NE}(e), y_i) I_i(\phi_j^{NE}(e), y_j).$

明らかに ϕ^{NE} はそれが well-defined であるならば、EREH と EWEP とを共に満たす[Fleurbaey(1994)]. しかし、Pazner and Schmeidler(1974)が労働スキルの異なる生産経済で効率的な無羨望配分が存在しないことを示した議論と類似の方法で、この経済でも ϕ^{NE} は一般に well-defined でないことを確認できる。従って、フローベイは『無羨望』基準を弱めた4つの配分ルールを提唱する。それらは、バランスされた最小羨望(Balanced and Minimal Envy)配分ルール[Fleurbaey(1994)], 羨望強度ミニ・マックス(Minimax Envy Intensity)配分ルール[Fleurbaey(1994)], 最小全員一致支配(Minimal Unanimous Domination)配分ルール[Fleurbaey(1994); Iturbe and Nieto(1996)]および、 $\bar{R}$ -条件付き平等($\bar{R}$ -Conditional Equality)配分ルール[Fleurbaey(1995)]である。

バランスされた最小羨望配分ルールの定義のために、配分の集合 $B(e)$ を以下に定義しよう：

$$\begin{aligned} x \in B(e) \\ \Leftrightarrow \forall i \in N, \#\{j \in N | (x_i, y_i) I_j(x_j, y_j)\} \\ = \#\{j \in N | (x_i, y_i) I_i(x_j, y_j)\}. \end{aligned}$$

また、

$$E(e, x) := \#\{(i, j) \in N \times N | (x_j, y_j) P_i(x_i, y_i)\}$$

とする。このとき、

定義[Fleurbaey(1994)]: 配分ルール ϕ^{BME} がバランスされた最小羨望(Balanced and Minimal Envy)配分ルールであるのは以下のときである：

$$\begin{aligned} \forall e \in D, \phi^{BME}(e) \in B(e) \text{ \& } \forall x \in B(e), \\ E(e, \phi^{BME}(e)) \geq E(e, x). \end{aligned}$$

羨望強度ミニ・マックス配分ルールは以下の様に定義される：

定義[Fleurbaey(1994)]: 配分ルール ϕ^{MEI} が羨望強度ミニ・マックス(Minimax Envy Intensity)配分ルールであるのは以下のときである：

$$\forall e \in D, \forall x \in Z(e),$$

$$\max_{i \in N} EI_i(e, x) \geq \max_{i \in N} EI_i(e, \phi^{MEI}(e)),$$

ただし

$$EI_i(e, x) := \min \{ \delta \in R \mid \forall j \in N, (x_i + \delta, y_i) R_i(x_j, y_j) \}.$$

最小全員一致支配配分ルールを定義するために,
 $I_i^m := \{ G \subseteq N \mid \#G = m, i \in G \}$ としよう :

定義[Fleurbaey(1994); Iturbe and Nieto(1996)]:
 配分ルール ϕ^{MUD} が **最小全員一致支配**(Minimal Unanimous Domination)配分ルールであるのは以下の場合である: $\forall e \in D, \exists m \in \{1, \dots, n\}$,

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{(i)} & \forall i \in N, \forall G \in I_i^m, \forall j \in N, \exists k \in G, \\ & (\phi_i^{MUD}(e), y_i) I_k(\phi_j^{MUD}(e), y_j). \\ \text{(ii)} & \forall p < m, \forall x \in Z(e), \exists i \in N, \exists G \in I_i^p, \\ & \exists j \in N, \forall k \in G, (x_j, y_j) P_k(x_i, y_i) \end{array} \right.$$

これら3つのルールに関しては、以下の性質がある:

1. バランスされた最小羨望配分ルールは、EREH*とEWEP*を共に満たすルールである[Fleurbaey(1994)].
2. 羨望強度ミニ・マックス配分ルールもまた、EREH*とEWEP*を共に満たすルールである[Fleurbaey(1994)].
3. 最小全員一致支配配分ルールは、EREHとEWEP*を共に満たすルールである[Fleurbaey(1994); Iturbe and Nieto (1996)].

これらのルールは、いずれも各経済環境における個人の主観的選好プロファイルを情報的基礎として定義される《弱い無羨望》基準であるという点で、極めて厚生主義的な性質を有するものである。

一方、 $\bar{R}$ -条件付き平等配分ルールは、必ずしも個人の主観的選好情報と関連付けて定義されるとは限らない、ある参照選好関係 $\bar{R}$ ——それがいかなるプロセスによって導出されたかは問わない——による評価に基づく無羨望配分を要請するものである:

定義[Fleurbaey(1995)]: 配分ルール $\phi^{\bar{R}CE}$ が $\bar{R}$ -条件付き平等($\bar{R}$ -Conditional Equality)配分ルールであるのは以下のときである: $\forall e \in D, \forall i, j \in N$,

$$\begin{aligned} & (\phi_i(e), y_i) \bar{I}(\phi_j(e), y_j), \text{ or} \\ & \phi_i(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) \bar{R}(\phi_j(e), y_j), \\ & \text{or} \quad \phi_j(e) = 0 \ \& \ (0, y_j) \bar{R}(\phi_i(e), y_i).^{31)} \end{aligned}$$

$\bar{R}$ -条件付き平等配分ルール $\phi^{\bar{R}CE}$ は EREH と $\bar{R}$ -EWEP* をともに満たすルールである。

次に、この経済モデルにおける《平等 = 等価》基準は以下の様に定義される:

定義[Fleurbaey(1995)]: 配分ルール $\phi^{\bar{y}EE}$ が $\bar{y}$ -平等 = 等価($\bar{y}$ -egalitarian equivalent)配分ルールであるのは以下のときである: $\forall e \in D, \exists \bar{x} \in R_+$, $\forall i \in N$,

$$\begin{aligned} & (\phi_i^{\bar{y}EE}(e), y_i) I_i(\bar{x}, \bar{y}), \text{ or} \\ & [\phi_i^{\bar{y}EE}(e) = 0 \ \& \ (0, y_i) R_i(\bar{x}, \bar{y})].^{32)} \end{aligned}$$

$\bar{y}$ -平等 = 等価配分ルール $\phi^{\bar{y}EE}$ は $\bar{y}$ -EREH*とEWEPをともに満たすルールである。

ここで、配分の衡平性に関する別の視点からの評価原理を導入する: 任意の環境 $e = (N, y, R, \omega) \in D$ が与えられたとき、配分ルール ϕ によって $x \in Z(e)$ が割り当てられていたとしよう。このとき、社会 N の部分集合 G の下で構成される人口還元経済を $e_G := (G, y_G, R_G, \sum_{i \in G} x_i)$, ただし $y_G = (y_i)_{i \in G}$ かつ $R_G = (R_i)_{i \in G}$, で定義しよう。このとき、以下の公理を定める:

整合性(CON)[Consistency; Thomson(1988)]:

$$\forall e \in D, \forall G \subseteq N,$$

$$\phi_G(e) = \phi(e_G), \text{ ただし } \phi_G(e) := (\phi_i(e))_{i \in G}.$$

この公理はルールの人口変化に関する安定性を要請する条件である。整合性(CON)を満たす配分ルールで、EWEP*とEREH*をともに満たすものは残念ながら存在しない[Fleurbaey(1995)]. しかし、フローベイは《自然報酬の原理》と《補償の原理》を体现する公理をそれぞれ $\bar{R}$ -EWEP*と $\bar{y}$ -EREH*に弱めることで、以下の可能性定理を導き出した:

定理[Fleurbaey(1995)]: $\bar{R}$ -条件付き平等配分ルール $\phi^{\bar{R}CE}$ は EREH*と $\bar{R}$ -EWEP*およびCONを満たす唯一の配分ルールである。他方、 $\bar{y}$ -平等 = 等価配分ルール $\phi^{\bar{y}EE}$ は $\bar{y}$ -EREH*とEWEP*およびCONを満たす唯一の配分ルールである。

これらの研究は、《責任と補償》原理を通じて、個

人の消費空間に分割不可能で移転不可能な内的資源の次元を含んだ拡張された資源配分問題において、伝統的な2つの衡分配分基準——《無羨望》基準と《平等＝等価》基準——の示すパフォーマンスの特徴分けを行うことに貢献して来た。第1に、《責任と補償》原理は、それが《自然報酬の原理》と《補償の原理》をそれぞれ表現する2つの公理の結合として定式化され得る限りにおいて、《無羨望》基準と密接な関係がある。しかし、この環境において無羨望配分ルールは一般に well-defined でないという欠点があった。他方、《平等＝等価》基準は《自然報酬の原理》と《補償の原理》の主張をかなり弱めた2公理と関係付けられる。とりわけ、それは《補償の原理》をかなり強い形式(EWEP)で満たすが、《自然報酬の原理》の観点からは魅力的な性質を備えているとは言い難い。また、ある社会的な参照選好による評価に基づく《無羨望》配分を割り当てるルール ϕ^{RCE} は、むしろ《自然報酬の原理》をかなり強い形式(EREH)で満たすが、《補償の原理》の観点からは魅力的な性質を備えているとは言い難い。

以上の成果は、フローベイ達の《自然報酬の原理》と《補償の原理》の公理が、ドウォーキン、アーネッソンなどの《責任と補償》原理の概念を的確に定式化し得ていると評価できる限りにおいて、伝統的な2つの衡分配分ルール——無羨望配分ルールと平等＝等価配分ルール——を《責任》と《補償》という新たな視点から特徴付けすることに成功していると評価することができる。しかし、彼らの《自然報酬の原理》と《補償の原理》の定式化は、ドウォーキン、アーネッソンなどの《責任と補償》原理を極めて帰結主義な観点から定式化したものであって、彼らの本来の概念を的確に定式化し得ているか否かには依然として異論の余地がある。彼らの議論の本質にとってより適切と思われる定式化のもとでは、《自然報酬の原理》と《補償の原理》の矛盾という状況は必ずしも成立するとは限らないと思われるのである。

この点に関して、フローベイ達の配分ルールが社会選択対応(social choice correspondence)として定義されているのに対して³³⁾、クラニッチ、後藤・吉原[Kranich(1994); Gotoh and Yoshihara(1999; 1999a); Yoshihara(2000)]などは、生産経済での労働供給の選択の自由を各個人に保証し、産出された財の分配の仕方を指定する分配ルール(distribution rule)を定義して、その衡平性を《責任と補償》原理の観点から分析している。分配ルールはゲーム形式

(game form)として定義される関数であり、個人が選択の自由の行使の帰結に対する責任を負うことをより明示的に表現できる点に特徴がある。分配ルールにおける《自然報酬の原理》をいかに定義するかは様々な議論の余地があり得るが、ひとつの可能性はハンディキャップが等しい個人間ではより多い労働時間供給に対してより多い財の分配を行うことを要請するというものである[Gotoh and Yoshihara(1999; 1999a); Yoshihara(2000)]。他方、《補償の原理》は等しい労働時間を供給する個人間では等しい帰結を保証するものとなる[Kranich(1994), Gotoh and Yoshihara(1999; 1999a), Yoshihara(2000)]。このように定義された場合、両原理は必ずしも相矛盾するものではないことが示される。

(一橋大学経済研究所・一橋大学経済研究所)

注

1) 《新》厚生経済学の失敗の簡潔な解剖学として、Suzumura(1999; 2000)および鈴木(2000)を参照せよ。

2) アローの一般不可能性定理の積極的な意義に関しては、Sen(1999)も参照せよ。

3) 厚生主義的帰結主義が正統派の厚生経済学を通底する情報基礎であること、そしてこの情報基礎が厚生経済学の貧困のひとつの理由となっていることに関しては、Suzumura(2000)および鈴木(2000)を参照せよ。

4) Sen(1997, Chapter 1)を参照せよ。また、批判の射程を厚生主義的帰結主義一般に拡大したセンの論法についてはSuzumura(2000, Section 4)を参照せよ。

5) 厚生主義的に解釈されたロールズの《格差原理(difference principle)》を公理化するに際してハモンド[Hammond(1976)]が導入した衡平性の公理は、センが一定額の所得の分配という特殊な論脈で定式化した衡平性の弱公理を、社会的選択の一般的論脈に拡大した公理である。

6) Sen(1997, Theorem 1.2)を参照せよ。

7) この観点から福祉国家論を簡潔に素描した論文として、鈴木(1999)を参照せよ。

8) ディッケンズの『クリスマス・キャロル』の読者ならば、「小さな松葉杖を脇にかかえ、足には鉄の輪がはまっている」リトル・ティムが、「幸福で感謝しており、互いに愛し合い、今日の暮らしに満足」しているために、冷酷で貪欲なスクルージが狡猾に表明する満足と比較して一様に高い満足を真摯に表明したとしても、リトル・ティムにではなくスクルージにより多くの所得を与える分配を最適と認めることには、大いに躊躇するに違いない。また、困窮に対する適応的選好形成によって、ひとが表明する効用ないし満足が福祉の指標として著しい歪みをもつ可能性を指摘したセン[Sen(1985, 邦訳 pp. 35-36)]を参照せよ。

9) 効用(厚生)の個人間比較に対する拡張された同情アプローチの意義と限界に関しては、Suzumura(1997;

2000, Section 5)を参照せよ。

10) ローマー[Roemer(1985)]は、このような仮説的状況の特徴を《薄い無知のヴェール》と呼んだ。ロールズ[Rawls(1971)]は彼の正義の原理が社会契約によって人々に同意されることを説明するために、《無知のヴェール》によって人々が多くの情報から遮断された仮説的な状況を想定したが、ロールズが想定した状況では、人々は自分の資質やハンディキャップを知らないのみならず、自分の効用関数についても無知だと仮定されている。ドウォーキン「無知のヴェールが『薄い』という表現は、ロールズの無知のヴェールと比較して用いられているのである。

11) 以下のローマー批判の主旨はトーマス・スカンロン[Scanlon(1986)]の批判と本質的に同一である。

12) この点を筆者のひとり(鈴木)は、オール・ソウルズ・カレッジに滞在中の1988年にドウォーキン自身に確認したことがある。

13) この問題に関する簡潔な展望としては、Roemer(1996, Chapter 8)および吉原(2000)を挙げておきたい。

14) 本節の分析は、鈴木・蓼沼(2000)に本質的に依存している。

15) とはいえ、パレート基準が地球温暖化問題に適用可能なケースが皆無だというわけでは決してない。この基準の適用可能性がある状況は、2つの政策 a^* と b^* が将来世代にもたらす影響は全く同一だが、現在世代に課されるコストが異なる場合である。この場合に適用されたパレート基準は、同一の効果を持つ政策間のコスト最小化の原理として機能する。しかし、実際問題として地球温暖化対策において「将来世代にもたらす影響は全く同一だが、現在世代に課されるコストが異なる2つの政策」があり得るかといえ、その可能性は非常に限られているといわざるを得ない。例えば、温暖化ガスの排出権取引が実行されるか否か、あるいは実行される場合でもどのような形式と制約に基づいて取引が実行されるかによって、地球上のどの地域で実際に温暖化ガスが削減されるかは異なってくるが、これは当然ながら将来世代の個体を識別する特性に相違をもたらさざるを得ないからである。

16) 例えば、ドウォーキンの仮説的保険市場のモデルは、ひとが自分の誕生籤の不運な帰結に対して条件指定付の保険契約を締結できるという虚構によって、包括的な資源の平等に関する規範的な原理を発見する理論的工夫だった。

17) われわれがいう現在世代の負う第2の意味の責任を、将来世代のもつ権利の侵害に対する現在世代の賠償責任と捉えてはならない。既に説明した通り、将来世代の人格の非同一性問題のために、そのような権利設定には論理的な困難があるからである。《責任と補償》の原理に基づくわれわれの主張は、現在世代の選択から一方的に不利益を被る人々が将来存在することになるような歴史的経路の選択は、規範的に望ましい経路選択とはいえないということである。それは、現在時点では合理的な代理が不可能な将来世代の選好や権利とは、全く無関係な規範的主張なのである。

18) その主旨の研究のサンプルとしては、Cohen(1989; 1990)、Sen(1980)などを参照せよ。

19) 最近の代表的な研究例として Blackorby and Donaldson(1984; 1991)、Blackorby, Bossert and Donaldson(1995; 1997)、Broome(1992)、Dasgupta(1988)、Hammond(1988)を参照せよ。

20) 例えば、先の2人の共同体でのコーンとエンドルフィンの例における経済環境は、ここでは以下の様に記述される：

$$\langle 3; (\bar{C}, a_1, a_2); u_A, u_B \rangle$$

$$\text{但し, } u_A, u_B \in U^{(3)} \text{ かつ}$$

任意の (C, a_1, a_2) に関して、

$$u_A(C, a_1, 0) = u_A(C, a_1, a_2) = u(C, a_1)$$

$$u_B(C, 0, a_2) = u_B(C, a_1, a_2) = u(C, a_2)$$

21) ここでは議論の簡単化のために、配分ルールの定義域に含まれる経済環境は全て強単調の効用関数プロファイルをもち、そこから導出される効用可能性集合が強包括的になるものだけに限っている。ローマーのオリジナルの議論[Roemer(1988; 1996)]では、それ以外に弱単調の効用関数プロファイルをもち、そこから導出される効用可能性集合が弱包括的になるより広い経済環境のクラスをも、ルールの定義域として考察している。

22) 正確には、 $W \Rightarrow \text{CONRAD}$ かつ、Axiom $D^2 \cap \text{CONRAD} \Rightarrow W$ が成立する。ここでは Axiom D^2 を満たす配分ルールを仮定しているため、 W と CONRAD の同値性がいえるのである。

23) フローベイト同様の拡張された純粋交換経済で類似の分析を行った文献として Iturbe and Nieto(1996)がある。

24) ボッサールに代表される第2のアプローチの主要文献としては、他に Bossert and Fleurbaey(1996)、Iturbe(1997)、Sprumont(1997)、Bossert, Fleurbaey, and Van de gaer(1999)が挙げられる。

25) フローベイト=マニクエ[Fleurbaey and Maniquet(1996, 1999)]に代表される、労働スキルに格差のある協同的生産経済(cooperative production economies)における資源配分問題の分析については、他に Bossert, Fleurbaey, and Van de gaer(1999)、Fleurbaey and Maniquet(1997)、Gaspard(1996, 1998)、Maniquet(1996)がある。また、同じ協同的生産経済における資源配分問題の論脈でより高水準の労働スキルをもつ個人のより多くの便益の享受は正当と見做すロック=ノージック流の自己所有権(self-ownership)の立場を反映した配分ルールの議論は、Cohen(1986, 1989a)、Moulin and Roemer(1989)、Roemer and Silvestre(1989, 1993)、Moulin(1987, 1990)、Roemer(1989)、Yoshihara(1998, 1999, 1999a)等で行われている。この後者の系列の研究に関する邦文での紹介論文としては、例えば、吉原(1999, 2000)を見よ。

26) 以上3つのアプローチのうち、第1、第3の研究は、ドウォーキン[Dworkin(1981a)]の《野心対ハンディキャップ》、《野心対タレント》の構図を反映したものと考えることもできる。

27) 《機会の平等》論では、対象となる機会集合をどの定義域で定めるかということ自体が、哲学上の論争点となる。この点で、アーネソンは《厚生に対する機会の平等(equal opportunity for welfare)》[Arneson(1989)]を、コーエンは《優位へのアクセスの平等(equal

access to advantage)》[Cohen(1989, 1990)]を提唱した。ローマーは、いかなる帰結に対する機会集合が適切であるかという議論には直接介入せず、機会集合の定義域を定める帰結については社会的に与えられたものとしたうえで、次に重要な問題となる《機会の平等》基準の実行メカニズムとしていかなるルールが適切であるかについて提案を行っている。その他、アーネッソン流の《厚生に対する機会の平等》論の数理的定式化としては、Fleurbaey(1995b)がある。《潜在能力集合(capability)》概念を用いたセンの平等論[Sen(1980)]に関連する数理的分析としては、Herrero(1996)、Gotoh and Yoshihara(1999, 1999a)がある。また、《機会の平等》的観点からの配分ルールの選択に際して、機会集合の社会的評価をいかに行うかという問題が存在するが、その問題の理論的分析を行った文献として、Bossert, Fleurbaey, and Van de gaer(1999)及びGotoh and Yoshihara(1999, 1999a)がある。

28) 責任と補償の原理に関する第2, 第3のアプローチおよびアーネッソン、ローマー等の《機会の平等》論アプローチを含めたより詳細な議論は、吉原(2000)を見よ。

29) ドウウォーキン流《資源の平等》論に対するローマーの議論[Roemer(1985, 1986)]とは異なり、ここでは個人の選好順序は序数的にのみ測定可能で、個人間比較不可能な効用関数で表現できるだけであるとされている。

30) 以下ではFleurbaey(1995)の定式化に従って配分ルールは一価関数として定義し、公理もそれに沿って記述される。しかしながら、Fleurbaey(1994)の定式化の様に配分ルールを対応として処理しても、以下の議論の本質に影響はない。

31) このルールがwell-definedであることはFleurbaey(1995)において証明されている。

32) このルールがwell-definedであることもFleurbaey(1995)において証明されている。

33) この点に関しては、所得再分配ルール[Bossert(1995)]も、労働スキル賦存の異なる協同生産経済での資源配分ルール[Fleurbaey and Maniquet(1996; 1999)]も同様である。

参 考 文 献

- アリストテレス、高田三郎訳(1971/73)『ニコマコス倫理学』[岩波文庫]岩波書店。
 鈴木興太郎(1999)「厚生経済学と福祉国家」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp. 24-37。
 鈴木興太郎(2000)「厚生経済学の情報的基礎——厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続きの衡平性——」1999年度日本経済学会会長講演。
 鈴木興太郎・夢沼宏一(2000)「地球温暖化の厚生経済学」未公開論文。
 吉原直毅(1999)「分配的正義の理論への数理経済学的アプローチ」高増 明・松井 暁(編)『アナリティカル・マルクシズム』ナカニシヤ出版, pp. 152-175。
 吉原直毅(2000)「分配的正義の経済理論：責任と補償アプローチ」未公開論文。
 Arneson, R.(1989)“Equality and Equal Opportunity

- for Welfare,” *Philosophical Studies*, Vol. 56, No. 1, pp. 77-93.
 Arneson, R.(1990)“Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare,” *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 19, No. 2, pp. 158-194.
 Arrow, K. J.(1963)*Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New Haven: Yale University Press(長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社, 昭和52年)。
 Blackorby, C. and D. Donaldson (1984) “Social Criteria for Evaluating Population Change,” *Journal of Public Economics*, Vol. 25, No. 212, pp. 13-33.
 Blackorby, C. and D. Donaldson (1991) “Normative Population Theory: A Comment,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 8, No. 3, pp. 261-267.
 Blackorby, C., W. Bossert and D. Donaldson (1995) “Intertemporal Population Ethics: Critical-Level Utilitarian Principles,” *Econometrica*, Vol. 63, No. 6, pp. 1303-1320.
 Blackorby, C., W. Bossert and D. Donaldson (1997) “Critical-Level Utilitarianism and the Population-Ethics Dilemma,” *Economics and Philosophy*, Vol. 13, No. 2, pp. 197-230.
 Bossert, W. (1995) “Redistribution Mechanisms Based on Individual Characteristics,” *Mathematical Social Science*, Vol. 29, No. 1, pp. 1-17.
 Bossert, W. and M. Fleurbaey (1996) “Redistribution and Compensation,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 13, No. 3, pp. 343-356.
 Bossert, W., M. Fleurbaey and D. Van de gaer (1999) “Responsibility, Talent, and Compensation: A Second-Best Analysis,” *Review of Economic Design*, Vol. 4, No. 1, pp. 35-55.
 Broome, J. (1992) *Counting the Cost of Global Warming*. Cambridge, UK: The White Horse Press.
 Coase, R. (1960) “The Problem of Social Cost,” *Journal of Law and Economics*, Vol. 3, pp. 1-44.
 Cohen, G. A. (1986) “Self-Ownership, World Ownership, and Equality: Part 2,” *Social Philosophy and Policy*, Vol. 3, No. 2, pp. 77-96.
 Cohen, G. A. (1989) “On the Currency of Egalitarian Justice,” *Ethics*, Vol. 99, No. 4, pp. 906-44.
 Cohen, G. A. (1989a) “Are Freedom and Equality Compatible?” in Elster, J. and K. O. Moene, eds., *Alternatives to Capitalism*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 113-126.
 Cohen, G. A. (1990) “Equality of What? On Welfare, Goods and Capabilities,” *Recherches Economiques de Louvain*, Vol. 56, No. 4, pp. 357-382.
 Dasgupta, P. (1988) “Lives and Well-Being,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, No. 213, pp. 103-126.
 Dworkin, R. (1981) “What is Equality? Part 1: Equality of Welfare,” *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, No. 3, pp. 185-246.
 Dworkin, R. (1981a) “What is Equality? Part 2:

- Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, No. 4, pp. 283-345.
- Dworkin, R. (1987) "What is Equality? Part 3: The Place of Liberty," *Iowa Law Review*, Vol. 73, No. 1, pp. 1-54.
- Dworkin, R. (1987a) "What is Equality? Part 4: Political Equality," *University of San Francisco Law Review*, Vol. 22, Fall 1987, pp. 1-30.
- Fleurbaey, M. (1994) "On Fair Compensation," *Theory and Decision*, Vol. 36, No. 2, pp. 277-307.
- Fleurbaey, M. (1995) "Three Solutions to the Compensation Problem," *Journal of Economic Theory*, Vol. 65, No. 2, pp. 505-521.
- Fleurbaey, M. (1995a) "Equality and Responsibility," *European Economic Review*, Vol. 39, No. 314, pp. 638-689.
- Fleurbaey, M. (1995b) "The Requisite of Equal Opportunity," in Barnett, W. A., H. Moulin, M. Salles and N. J. Schofield, eds. *Social Choice, Welfare, and Ethics*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 37-53.
- Fleurbaey, M. (1995c) "Equal Opportunity or Equal Social Outcome," *Economics and Philosophy*, Vol. 11, No. 1, pp. 25-56.
- Fleurbaey, M. (1998) "Equality among Responsible Individuals," in Laslier, J.-F., M. Fleurbaey, N. Gravel and A. Trannoy, eds., *Freedom in Economics: New Perspectives in Normative Analysis*, London: Routledge, pp. 206-234.
- Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1996) "Fair Allocation with Unequal Production Skills: The No-Envy Approach to Compensation," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 32, No. 1, pp. 71-93.
- Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1997) "Implementability and Horizontal Equity Imply No-Envy," *Econometrica*, Vol. 65, No. 5, pp. 1215-1219.
- Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1999) "Fair Allocation with Unequal Production Skills: The Solidarity Approach to Compensation," *Social Choice and Welfare*, Vol. 16, No. 4, pp. 569-584.
- Fleurbaey, M. and F. Maniquet (1999a) "Compensation and Responsibility," forthcoming in Arrow, K. J., A. K. Sen and K. Suzumura, eds., *Handbook of Social Choice and Welfare*, Amsterdam: North-Holland.
- Foley, D. (1967) "Resource Allocation and the Public Sector," *Yale Economic Essays*, Vol. 7, No. 1, pp. 45-98.
- Gaspard, F. (1996) "Independence with Respect to Preferences: Two Objective Properties," mimeograph.
- Gaspard, F. (1998) "Objective Measures of Well-Being and the Cooperative Production Problem," *Social Choice and Welfare*, Vol. 15, No. 1, pp. 95-112.
- Gotoh, R. and N. Yoshihara (1999) "A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice," in De Swart, H., ed., *Logic, Game Theory and Social Choice*, Tilburg: Tilburg University Press, pp. 168-183.
- Gotoh, R. and N. Yoshihara (1999a) "A Class of Fair Distribution Rules à la Rawls and Sen," mimeograph.
- Hammond, P. J. (1976) "Equity, Arrow's Conditions, and Rawls' Difference Principle," *Econometrica*, Vol. 44, No. 4, pp. 793-804.
- Hammond, P. J. (1988) "Consequentialist Demographic Norms and Parental Rights," *Social Choice and Welfare*, Vol. 5, No. 213, pp. 127-145.
- Herrero, C. (1996) "Capabilities and Utilities," *Economic Design*, Vol. 2, No. 1, pp. 69-88.
- Iturbe-Ormaetxe, I. (1997) "Redistributions and Individual Characteristics," *Review of Economic Design*, Vol. 3, No. 1, pp. 45-55.
- Iturbe-Ormaetxe, I. and J. Nieto (1996) "On Fair Allocations and Monetary Compensations," *Economic Theory*, Vol. 7, No. 1, pp. 125-138.
- Kolm, S.-C. (1971/1997) *Justice et Équité*, Paris: Centre d'Etudes Prospectives et d'Economie Mathématique Appliquées à la Planification, 1971. *Justice and Equity*, translated by H. F. See, Cambridge, Mass.: The MIT Press, 1997.
- Kranich, L. (1994) "Equal Division, Efficiency, and the Sovereign Supply of Labor," *American Economic Review*, Vol. 84, No. 1, pp. 178-189.
- Maniquet, F. (1996) "An Equal Right Solution to the Compensation-Responsibility Dilemma," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 35, No. 2, pp. 185-202.
- Moulin, H. (1987) "A Core Selection for Pricing a Single Output Monopoly," *Rand Journal of Economics*, Vol. 18, No. 3, pp. 389-407.
- Moulin, H. (1990) "Joint Ownership of Convex Technology: Comparison of Three Solutions," *Review of Economic Studies*, Vol. 57, No. 3, pp. 439-452.
- Moulin, H. and J. E. Roemer (1989) "Public Ownership of the World and Private Ownership of Self," *Journal of Political Economy*, Vol. 97, No. 2, pp. 347-67.
- Parfit, D. (1982) "Future Generations, Further Problems," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 11, No. 2, pp. 113-172.
- Parfit, D. (1984) *Reasons and Persons*. Oxford: Oxford University Press (森村 進訳『理由と人格』勁草書房, 1998年).
- Pazner, E. and D. Schmeidler (1974) "A Difficulty in the Concept of Fairness," *Review of Economic Studies*, Vol. 41, No. 3, pp. 441-443.
- Pazner, E. and D. Schmeidler (1978) "Egalitarian Equivalent Allocations: A New Concept of Economic Equity," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 92, No. 4, pp. 671-687.
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press (矢島鉤次監訳『正

- 義論』紀伊国屋書店, 1977年).
- Roemer, J. E. (1985) "Equality of Talent," *Economics and Philosophy*, Vol. 1, No. 2, pp. 151-181.
- Roemer, J. E. (1986) "Equality of Resource Implies Equality of Welfare," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 101, No. 4, pp. 751-784.
- Roemer, J. E. (1987) "Egalitarianism, Responsibility, and Information," *Economics and Philosophy*, Vol. 3, No. 2, pp. 215-244.
- Roemer, J. E. (1988) "Axiomatic Bargaining Theory on Economic Environment," *Journal of Economic Theory*, Vol. 45, No. 1, pp. 1-31.
- Roemer, J. E. (1989) "Public Ownership Resolution of the Tragedy of the Commons," *Social Philosophy and Policy*, Vol. 6, No. 1, pp. 74-92.
- Roemer, J. E. (1993) "A Pragmatic Theory of Responsibility for the Egalitarian Planner," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, No. 2, pp. 146-166.
- Roemer, J. (1994) *Egalitarian Perspectives: Essays in Philosophical Economics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Roemer, J. (1996) *Theories of Distributive Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Roemer, J. and J. Silvestre (1989) "Public Ownership: Three Proposals for Resource Allocation," Department of Economics Discussion Paper No. 307, University of California at Davis.
- Roemer, J. and J. Silvestre (1993) "The Proportional Solution for Economies with Both Private and Public Ownership," *Journal of Economic Theory*, Vol. 59, No. 2, pp. 426-444.
- Scanlon, T. (1986) "Equality of Resources and Equality of Welfare: A Forced Marriage?" *Ethics*, Vol. 97, No. 1, pp. 111-118.
- Sen, A. K. (1980) "Equality of What?" in *Tanner Lectures on Human Values*, Vol. 1, S. McMurrin, ed., Cambridge, UK: Cambridge University Press, pp. 195-220.
- Sen, A. K. (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland (鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力——』岩波書店, 1988年).
- Sen, A. K. (1997) *On Economic Inequality*, Enlarged Edition with a Substantial Annexe by James E. Foster and Amartya Sen, Oxford: Clarendon Press (鈴木興太郎・須賀見一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年).
- Sen, A. K. (1999) "The Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, Vol. 89, No. 3, pp. 349-378.
- Sprumont, Y. (1997) "Balanced Egalitarian Redistribution of Income," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 33, No. 3, pp. 185-202.
- Suzumura, K. (1997) "Interpersonal Comparisons of the Extended Sympathy Type and the Possibility of Social Choice," in Arrow, K. J., A. Sen and K. Suzumura, eds., *Social Choice Re-examined*, Vol. 2, London: Macmillan, pp. 202-229.
- Suzumura, K. (1999) "Paretian Welfare Judgements and Bergsonian Social Choice," *Economic Journal*, Vol. 109, No. 455, pp. 204-220.
- Suzumura, K. (2000) "Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism," *Japanese Economic Review*, Vol. 51, No. 1, pp. 1-32.
- Thomson, W. (1988) "A Study of Choice Correspondences in Economies with a Variable Number of Agents," *Journal of Economic Theory*, Vol. 46, No. 2, pp. 237-254.
- Urmson, J. O. (1988) *Aristotle's Ethics*, Oxford: Basil Blackwell (雨宮 健訳『アリストテレス倫理学入門』岩波書店, 1998年).
- Varian, H. R. (1974) "Equity, Envy and Efficiency," *Journal of Economic Theory*, Vol. 9, No. 1, pp. 63-91.
- Yoshihara, N. (1998) "Characterizations of Public and Private Ownership Solutions," *Mathematical Social Sciences*, Vol. 35, No. 2, pp. 165-184.
- Yoshihara, N. (1999) "Natural and Double Implementation of Public Ownership Solutions in Differentiable Production Economies," *Review of Economic Design*, Vol. 4, No. 3, pp. 127-151.
- Yoshihara, N. (1999a) "A Characterization of Natural and Double Implementation in Production Economies," forthcoming in *Social Choice and Welfare*.
- Yoshihara, N. (2000) "Responsibility and Compensation of Distribution Rules in Cooperative Production Economies," mimeograph.